

令和3年第4回飛騨市議会定例会議事日程

令和3年12月7日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2	議案 第94号	飛騨市寄附金の取扱いに関する条例について
第3	議案 第95号	指定管理者の指定について(飛騨市古川町デイサービスセンター、飛騨市河合町デイサービスセンター、飛騨市宮川町デイサービスセンター、飛騨市河合町保健センター、飛騨市宮川町保健センター)
第4	議案 第96号	飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
第5	議案 第97号	飛騨市障がい者グループホーム施設条例について
第6	議案 第98号	指定管理者の指定について(介護医療院たかはら)
第7	議案 第99号	飛騨市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
第8	議案 第100号	飛騨市農業委員会に関する条例の一部を改正する条例について
第9	議案 第101号	飛騨市都市公園条例の一部を改正する条例について
第10	議案 第102号	令和3年度飛騨市一般会計補正予算(補正第4号)
第11		一般質問

○出席議員（13名）

1番	小水	笠	原	美	子
2番	谷		上	雅	廣
3番	上		口	敬	信
4番	井	ケ	吹	豊	孝
5番	澤		端	浩	二
6番	住			史	朗
7番	徳		田	清	美
8番	前		島	純	次
9番	野		川	文	博
10番	籠		村	勝	憲
11番	高		山	恵	子
12番	葛		原	邦	子
13番			谷	寛	徳

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	都	竹	淳	也
副市長	湯	下	明	宏
教育長	之	畑	康	子
総務部長	沖	原	利	匡
企画部長	泉	尻	孝	之
市民福祉部長	谷	井	弘	史
基盤整備部長	藤		英	樹
農林部長	森	村	久	徳
教育委員会事務局長	野	畑	賢	一
消防長	中		和	也

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	岡	田	浩	和
書記	渡	辺	莉	奈

(開会 午前10時00分)

◆開会

◎議長（澤史朗）

皆さんおはようございます。本日の出席議員は全員であります。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程および質疑・一般質問の発言予定者は配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（澤史朗）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は 会議規則第88条の規定により8番、徳島議員、9番、前川議員を指名いたします。

◆日程第2 議案第94号 議案第94号、飛騨市寄附金の取扱いに関する条例についてから

日程第10 議案第102号 議案第102号、令和3年度飛騨市一般会計補正予算
(補正第4号)

日程第9 一般質問

◎議長（澤史朗）

日程第2、議案第94号、飛騨市寄附金の取扱いに関する条例についてから日程第10、議案第102号、令和3年度飛騨市一般会計補正予算（補正第4号）までの9案件につきましては、会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。9案件の質疑とあわせて、これより日程第11、一般質問を行います。

◎議長（澤史朗）

それでは、これより順次、発言を許可いたします。最初に、3番、谷口議員。

なお、質問中、資料の使用願いが出ておりますので、これを許可いたします。

〔3番 谷口敬信 登壇〕

○3番（谷口敬信）

それでは、議長のお許しを得たので一般質問させていただきますが、その前に、前回9月議会での一般質問で、特に介護士の待遇、報酬の改善についてお尋ねいたしましたが、自民党政権のもと岸田新総理がこの点に触れられまして、徐々に改善していくと発言されておられました。非常に期待している次第でございます。

それでは、一般質問の1番から入らせていただきます。花もも団地の排水施設についてお尋ねいたします。近年、一般国道（一部4車線）、地方道（県道・市道）、東海北陸自動車道（4車線）、中部縦貫自動車道（一部4車線）が整備され、なお、農地及び山林が宅地開発され、異常気象による豪雨になりますと、宮川の支川から飛騨市を縦断する宮川に流れ込み、河川は増水し、危険水位に達し、河川災害を起こすこともあります。

私の住む古川町中野地区においても、70ヘクタールの農地を潤す三ヶ区用水、幅1.5メー

トル、深さ1.2メートルが整備されておりますが、令和元年の豪雨の時には、宮川の取水口の水門を閉じても用水路が排水路に変わり、農業用の池田排水路と同様に満水状態で雨水が流れ、一時的に県道、市道、農地にまで越流することもありました。

国、県は1万平米、1ヘクタール以上の土地開発においては、切土、盛土、擁壁等に制限を設けて排水路、調整池の設置、整備が求められております。

飛騨市古川町内で、飛騨市土地開発公社所管の鮎ノ瀬団地（杉崎地区）と岐阜県土地開発公社、当時は所管の花もも団地（上野地区）が該当しますので、出向き調査いたしました。

結果、参考資料1の鮎ノ瀬団地には調整池420立米と、流末排水路、幅0.8メートル、深さ1.2メートルが整備されておりましたが、花もも団地には調整池及び一般排水路は整備されておりましたので、お尋ねいたします。

1. 調整池が整備されていないことについて、団地の面積はどれだけあって現在の管理者は飛騨市でしょうか。許可、申請先が岐阜県だから、当時は必要性がないとの判断で整備しなかったのですか。調整池は必要だと思われませんか。

2. 参考資料2で見ていただくとわかりますが、雨水排水の流末2番のボックスカルバートから流れてきております。その流末の排水が一般排水路ではなく農業用排水路、1番は別のところにありますが、3番に流れ込んでいることについて問題はありませんか。

参考までに、流量計算上で、水路勾配を120分の1として計算いたしますと、農業用排水路、幅0.6メートル、深さ0.6メートルの満水状態で3,000立米、3番の池田排水路、幅1メートル、深さ1.1メートル、満水で1万2,000立米、計1時間当たり1万5,000立米の雨水が処理できますので、大雨警報の基準となります1時間当たり50ミリリットルの降雨で流域面積にして約30万平米、約30ヘクタールになりますが、実面積では約35万平米、約35ヘクタールです。

3. 飛騨市内で同様な場所はありますか。以上、3項目について見解をお示してください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり） ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（澤史朗）

森基盤整備部長。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔基盤整備部長 森英樹 登壇〕

□基盤整備部長（森英樹）

それでは、谷口議員のご質問、花もも団地の排水整備についてお答えします。まず、1点目の調整池の整備についてですが、古川町上野の花もも団地は、平成4年に岐阜県住宅供給公社が整備し、平成5年から分譲を開始。残った区画については、民間業者に売却され、現在はその民間業者が分譲しておりますが、団地内の道路や水路については市が管理を行っております。団地全体の開発面積は、約4ヘクタールであり、平成19年以前の都市計画法では、国、県や住宅供給公社等が行う開発行為については、開発許可が不要となっております。調整池の必要性については、当時の検討資料を見ますと、既設排水路に団地の流出分を考慮しても排水能力があることから、設置しないという判断をしたものと見られます。

なお、排水路の改修については、地域からの要望は現在、受けておりませんが、当時の計画雨量の考え方と近年の降雨の状況は異なってきておりますので、今後は地域の方々のご意見等を聞きながら、必要に応じて対応をして参ります。

次に、2点目の雨水排水の流末処理についてお答えします。花もも団地造成に伴う当時の排水計画資料を踏まえますと、花もも団地内の排水は池田配水路へ流れるよう計画され、流下能力の検証も行われており問題ないものと考えております。

また、農業排水路1につきましては、当時地元区から要望を受け、平成21年度から平成22年度にかけ、県中山間地域総合整備事業により改良しており、その際、花もも団地内の排水も考慮して、排水計画がなされているため、こちらも問題ないと考えております。

次に3点目の市内における同様の場所の有無についてお答えします。同様の案件としましては、古川町上気多から杉崎を流れる山崎配水路が整備当時に比べ宅地化が進み、流下能力不足となっております。その改修にあたっては、合流する一級河川、太江川の改修を併せて検討する必要がある、管理者である県に対し様々な場で事業化の要望をしております。

他方で、太江川の改修は周辺道路を通行止め等にする必要があり、そのためには太江・杉崎バイパスの事業が完了しないと、事業着手は困難であることから、市としましては、まず、太江・杉崎バイパスの早期完了を図るべく、要望活動を鋭意に進めている状況です。

また、古川町是重を流れる玄の子用水につきましては、他流域の雨水排水が流れ込み、用水路が溢水する状況にあることから、その対策として現在、県営事業において水門の設置を検討しております。

さらに、古川町信包地内の農地におきましては、水田がハウス化されたことにより、流出量が増え、下流水路が溢水する状況となっており、現在、その対応について検討を行っております。近年、各地で発生する線状降水帯等によるゲリラ豪雨が頻発する中、今後こうした水路等の溢水被害が懸念されますので、地域の要望等により、現状をしっかりと把握を行い、地元と相談しながら丁寧に対応して参ります。

〔基盤整備部長 森英樹 着席〕

○3番（谷口敬信）

ご丁寧な答弁ありがとうございました。ただ、1点だけ、花もも団地における調整池のことなんですけれども、必要性は感じておられますか。

排水につきましては、ご説明いただいたんですけれども、各地域で、やはり同じようなことが、起きているということで、そうなんだなと、気候変動ということもあるかなと思いましたが、その1点だけお尋ねいたします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

花もも団地の調整池の件でご質問ですけれども、排水計算ではクリアしていますが、計算どおりの現状であるかどうかというところは、しっかりと把握しながらやっていかなければいけないなと思っております。

特に近年、花もも団地は、30年に1度の雨に、計算上はのむようになっておりますけれども、

近年の雨では、それ以上の確率の雨が降ってきているという状況がありますので、この点はやはり考慮しなければいけないと思っておりますので、もう一度、現状把握しながら、その有無については考えて参りたいと思います。

○3番（谷口敬信）

それでは、今、言っていただきましたが、良い方向に向けて、飛騨市も県のほうと相談しながら、調整池等を整備できるように、ぜひお願いいたしたいと思います。

花もも団地以外の用排水路の件につきましても、徐々に進めていただくということで、考えておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、2点目に入ります。飛騨キャトルステーションの成果についてお尋ねいたします。

2019年4月12日に開所いたしました古川町中野地区の飛騨牛の未来を担う人材の輩出を目的とした飛騨牛繁殖研修施設「ひだキャトルステーション」株主は、飛騨市、JA飛騨、JA全農で構成されており、2年ぶりに視察に行っていました。

以前は、乳牛が約200頭以上飼育されており、衛生面でも特に臭気に問題があり、近隣の住民よりかなりの苦情が出ておりました。

現在は、繁殖牛が70頭、仔牛（生後10ヵ月未満）が40頭、計110頭余で、以前の数の約半分に減り、和牛であることも関係して衛生面も改善され、近隣の住民からの臭気の苦情も少なくなったと聞き及んでおります。

現在は、幅員の狭かったアクセスの市道の改修工事も舗装を残した状態で、12月には完成見込みで、場内は土間コンクリート改修工事中ではありましたが、しっかりと整理整頓がなされておりました。

従業員の方は、男性2名、女性1名、研修員女性1名の計4名で構成されており、牛舎には最新のICT機器、分娩予測システムや監視カメラが導入され、遠隔より牛の健康状態等を監視できるようになっておりました。

また、転作での飼料用米WCSは、地元の農事組合法人みのりの里中野から仕入れられ、WCSの生産に応じてキャトルステーションの堆肥の供給を受け、また、地元製材所で発生したおがくずは、以前は処理にお金がかかり困っていたそうですが、今は牛の寝床に再利用されるなど、3者にとって好都合で経済、環境にも優しい地域密着型の循環式、農林畜産業であると思います。私も農事組合法人みのりの里中野の一組合員として応援していきたいと思っています。

そこで、お尋ねいたします。研修生の育成について。研修期間は2年間となっておりますが、何名の方が修了されましたか。研修生の待遇及び受け入れに何か問題はありますか。

2. 法人の内容及び収支、生産性について。法人の資本金、株主の出資比率の内訳及び過去2年間の収支、採算性についてお尋ねします。

3. 今後の予定と課題（問題点）について。今後、予定しておられる繁殖牛の頭数、収支の予測及びそれに伴う問題点、人手不足、飼料の値上げ等について。以上、3項目について見解をお示してください。以上です。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔農林部長 野村久徳 登壇〕

□農林部長（野村久徳）

最初に研修生の育成についてお答えいたします。この施設は令和元年度に設立され、今年で3年目となります。

これまで毎年1名、合計3名の研修生を迎えて入れており、うち1名が修了され、残念ながら1名が途中退社となりましたが、現在1名の研修生が在籍しております。

研修修了後は、飛騨地域内の畜産農家での雇用就職を目的とし、就職先で即戦力となるよう日々の飼養管理での実践のほか、実技、座学、資格取得など多くのことを学んでいただいています。

研修生の支援としては、市の事業として人工授精師免許、削蹄講習、車両系建設機械運転技能講習といった資格取得に係る講習費用や旅費への補助のほか、住居費補助、免許取得校の人工授精器具支給、研修に必要となる長靴、防護服等の購入補助があります。

受け入れに係る問題として、在学実施時の教室や研修生が過ごす場所としての専用の研修室がないことが挙げられますが、今年度、研修室兼更衣室が整備されることから、来年度以降に研修生が増えた場合でも対応可能となるものと思われま

す。2点目の法人の内容、2年間の収支についてお答えします。法人の資本金は総額6,000万円で、これを飛騨市、JA飛騨、JA全農が出資しており、飛騨市はこのうち3分の1の出資をしております。収支のお答えの前に、繁殖農家が開業してから収入を得られるまでの流れを説明いたしますと、新規の繁殖農家では、月齢9カ月の雌牛を導入し、4カ月後の月齢13カ月で種付けを行い、そこから約10カ月の妊娠期間を経て、仔牛が生まれ、さらに生まれた仔牛を9カ月間、保育、育成することで、やっと仔牛市場に出荷され、収入が得られるようになります。

つまり、新規繁殖農家は、事業開始から約2年間は収入のない状態が続くことになり、これが新規参入を阻む要因ともなっています。キャトルステーションにおいても、令和元年度及び令和2年度にはほとんど収入がありませんでした。ようやく3年目を迎えた今年度は、今のところ約2,000万円の売り上げになっています。支出は繁殖元牛の導入費が最も大きく、年間の減価償却だけで約900万円ある。そのほか、えさ代、燃料費、人件費、薬品費、診療等を加えると、仔牛生産がフル回転するまでは、年間収支はマイナスが続きます。

なお、先に事業を開始した200頭規模の飛騨市指定管理施設である河合町の飛騨牛繁殖センターにおいては8年目から収支がプラスとなっています。

3点目の今後の予定と課題についてお答えします。令和3年12月1日現在、繁殖雌牛の頭数は70頭ですが、今後は100頭まで増頭する計画となっています。繁殖雌牛が増頭されれば、仔牛の数も増え、収入は増加していきますが、収支としては、導入牛や導入機械の原価償却に6年を要するため、6年間はプラスにはならない計画となっております。

キャトルステーションでは、令和2年11月に9頭を初出荷し、これまでに全59頭の出荷実績があり、販売価格として、概ね高山仔牛市場の平均価格で取引されています。

このように、初の仔牛出荷から、まだ1年しか経過しておらず、頭数も計画頭数に満たない状況であることから、本格的に軌道に乗り、優良な仔牛をより多く販売できるまでには、まだ時間を要するものと考えております。

現在の課題は、新型コロナウイルス感染症の影響による飼料の高騰による経費の増加が挙げら

れますが、一方で、草類の粗飼料に限れば、地元の農事組合法人との連携により、稲WC Sの供給を受けていることから、飼料費の抑制に繋がっています。

また、研修生を指導する側の人員不足、経験不足ということも課題として挙げられます。市、JA飛騨、JA全農のいずれにおいても、畜産業における研修生の指導という経験はほとんどなく、また、完成された教科書のようなものもないため、研修生を自立した畜産農家に育成すべく、いかに指導するか。研修カリキュラムの組み立てや、毎日の牧場での指導方法など、常に課題は存在しています。

このため、市内において、多頭飼育繁殖農家としての実績を持つ経験豊富な人材が多いことに着目し、現在、飛騨河合牧場から指導者を派遣していただく取り組みを行っているところです。

〔農林部長 野村久徳 着席〕

○3番（谷口敬信）

答弁ありがとうございました。先ほど言い忘れたんですけども、2年ぶりに行ってみたんですけど、中がかなり整理整頓してあって、本当にきれいで、においがほぼしなかったということが本当に驚きでした。昔の乳牛のときのことをよく覚えているので、私も地元なので、最初は少しどうかと思ったんですけども、今になってみれば、良い考え方でやっていただけたということで、本音は喜んでおります。

ですが、今後、繁殖に頭数が100頭ということは、仔牛は倍ほどですか。半分ぐらいですか。そうなったときに、あの状態なら臭気のほうは、恐らく大丈夫だと思いますが、毎月、臭気の計測はしていただいていると思いますが、そのへんだけ、近隣からの苦情もあるということ聞いておりますので、よろしく願いいたします。

それと、やはり収支が黒字になるには、6年から8年かかるということを知りましたが、その間の費用とか、そういった面は、やはり、特にJAさんのほうで補ってみえるんですか。

それと、もう1点、仔牛の市場での価格は大体70万円から80万円ということで考えてよろしいのでしょうか。2点だけ、お尋ねいたします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

実は私、昨日も現場のほうに行って参りました。やはり、衛生面も従業員の方、あるいは研修生の方が丁寧に管理をされておまして、とはいえ、これから増頭していきますので、衛生面についても我々も含めて、臭気の問題等、より良い環境を保つように努めて参りたいと思います。

それから、収支について先ほど答弁を申し上げたとおり、やはり最初は経営が厳しいという状況になりますけれども、それは計画のとおりこれからもちろん経営努力はされていくと思いますが、あと出資金の6,000万円、そういったものを活用されて、経営を継続されていくものと思っております。

それから、高山の仔牛市場の5月から11月の平均価格は、割とコロナウイルスの影響もそこまで受けずに、雌が73万円、去勢が86万円という実績となっております。

○3番（谷口敬信）

現在、繁殖牛が70頭でしたよね。それで、あと30頭増やされるということなんですが、間

違いないでしょうが、今の場所で生まれた仔牛を繁殖牛にして育てていくという考えでよろしいでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

計画を立てながら仔牛市場に出すもの。それから、将来の繁殖牛として保留するものというふうに運用していくということになります。

ちなみに市が100頭まで持っていくことを目標値とすれば、早ければ、令和4年度には100頭まで持っていきたいというふうに考えております。

○3番（谷口敬信）

100頭になった場合は、大体、年間、何頭の仔牛が生まれるんでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

大体、100頭出た場合ですと、大体、8割程度の牛が仔牛を生んでいくという計画を立てております。

○3番（谷口敬信）

ということは単純計算で、大体1頭80万円として、6,400万円。支出は別にして、年間大体、6,400万円の収支というか、売り上げという考えでよろしいんでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

もちろん市場価格にもよるところですが、ちなみに今、河合牧場がキャトルステーション以上にやっているの、大体200頭の繁殖の雌牛を飼育しておりまして、令和2年度の実績が、分娩数が約168頭で、仔牛の出荷が大体154頭で、その差というのは保留というわけなんです。なので、先ほど、大体8割と言いましたが、そのうちには保留する部分もありますので、その分を引いたものに市場価格を乗じた価格が仔牛市場での売り上げになるということです。

○3番（谷口敬信）

倍の200頭で154頭の仔牛が出荷されるということで、約80万円掛けまして、約1億2,000万円、やはり100頭ですので、6,000万円ぐらいという考えでよろしいと思います。

それと、質問ではないんですけども、女性の社員の方、研修生の方が1名ずつおみえになったんですけども、少しお話を聞かせていただけたところ、本当に牛を育てることが好きだと。そういった人材があそこにみえるということが、気持ちも良くなりましたし、将来性があるんだなということを感じました。これにて、一般質問を終えさせていただきます。どうもありがとうございました。

〔3番 谷口敬信 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で、3番、谷口議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（澤史朗）

ここで暫時休憩といたします。再開を午前10時50分といたします。

（ 休憩 午前10時38分 再開 午前10時50分 ）

◆再開

◎議長（澤史朗）

休憩を解き、会議を再開いたします。1番、小笠原議員。

〔1番 小笠原美保子 登壇〕

○1番（小笠原美保子）

議長のお許しを得ましたので質問させていただきます。今回は大きく2点についてお尋ねいたします。1つ目は増え続ける空き家の管理について。2つ目は太陽光発電についてです。

早速、はじめの質問に入らせていただきます。人口減少や少子高齢化、都市部へ人口が集中する都市化が進み、全国的に空き家が増加しており、社会問題になっています。

全国の空き家の数は2018年で約849万戸と、30年間で2倍以上になり、全住宅の7戸から8戸に1戸は誰も住んでいないとも言われております。

空き家が増加している要因のひとつとして、多世代同居が減り、高齢者だけの世帯、高齢者の一人暮らしが増えたことが挙げられており、子や孫の世代では都市部へ移り住むといった、実家から離れて住むケースも多くなっています。

高齢者の方々が施設へ転居したり、子供に引き取られたりなど、家の管理が難しくなるケースも増えております。誰も住んでいないので適切に管理されず、放置していると家屋はだんだん痛み、通行人や隣人に危険を及ぼしてしまうケースも多くなっております。また、庭の樹木や草が伸び放題のままですと近隣住民の迷惑にもなります。遠方に住んでいる相続人にとって、不要になった実家の管理や処分にまで手が回らず、家財道具を残したままの状況や、相続の話がまとまらず放置されている空き家も多く増えていると思われまます。

飛騨市においても、広報ひだ11月号で空き家対策の特集が生まれ、市内の空き家の数は平成20年に1410戸、空き家率13.6%でしたが、平成25年には1660戸、空き家率16.4%、平成30年に1830戸、空き家率17.9%とあります。徐々に空き家が増加しており、飛騨市にとっても深刻な問題となり、先日行われました市民と議会との意見交換会でも多くの市民の方から心配されている意見が出されております。

そこで、市のお考え、取り組みをお尋ねいたします。1点目は市内の空き家の件数の把握についてです。飛騨市においては、空き家件数の発表は5年ごとに更新されておりますが、現時点でどのくらいの空き家があるのか把握されておりますか。市内を見渡すと、増え方が加速されているように思いますが、どうでしょうか。

2点目は固定資産税の徴収についてです。飛騨市において、現状の徴収率、徴収額の推移をお尋ねいたします。

3点目は今後の空き家対策についてです。飛騨市においても空き家バンクや補助金、相談窓口など空き家対策に関する様々な取り組みをさせていただいておりますが、今後、高齢化に伴い、認

知症の方が所有する不動産の取引で、ご家族が困るケースが増えるのではないのでしょうか。

不動産を所有する本人が意思を示さなければ売買や賃貸の契約はできないため、遠方で離れて暮らすご家族が事前の準備がないまま問題に直面することも増えています。後々のトラブルを防ぐために、飛騨市での取り組みをお尋ねいたします。

4点目はふるさと納税の活用による積極的な空き家管理についてです。総務省のホームページに「育ててくれた、支えてくれた、一人前にしてくれたふるさとへ。都会で暮らすようになり、仕事に就き、住んでいる自治体に納税することになります。税制を通じてふるさとへ貢献する仕組みができないか。そのような想いのもとにふるさと納税は導入されました。」と理念が書かれています。

飛騨市のふるさと納税の返礼品に「空き家の見守り・管理サービス・空き家調査」があり、空き家となっている住宅や倉庫について、建物の現状や敷地、庭の状態などを調査し報告書を作成して郵送します。ご要望により小修繕や補修、草刈り、庭木の剪定などをお引き受けいたしますとありますが、年間どのくらい活用されていますか。

施設に親が入所されているなど、コロナ禍で面会が難しいご家族は帰省する機会が減っていると思いますが、ふるさと納税の管理サービスを利用していただけよう積極的に取り組まれていますか。以上、4点お尋ねいたします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔総務部長 泉原利匡 登壇〕

□総務部長（泉原利匡）

空き家の管理について、ご質問の1点目と2点目に関し、相互に関連がありますので一括して答弁させていただきます。

まず、1点目の市内の空き家件数についてですが、先ほど議員のご発言にありました、平成30年時点で1,830戸という数値が市の把握している最新情報となります。

これは、総務省が5年ごとに実施する住宅土地統計調査に基づくものであり、現時点では本調査以外の数値を持ち合わせておりません。同統計によれば、平成20年1,410戸、平成25年1,660戸と推移しており、空き家件数の増加傾向が見てとれますが、この数値はあくまでも一部抽出により算定された理論値であり、必ずしも市内の実態を正しく反映したものではありません。

このため、市では新年度において、市内全域を対象として、所有者、住所、空き家位置図の情報をひもづける空き家データベースを構築したいと考えております。

これは民間事業者が随時実施する現地調査に基づき作成された住宅地図情報をもとに構築するもので、職員が1から行うより効率的かつ短期間で策定できることが可能であり、現在、新年度予算に盛り込む方向で検討しているところです。

正確に把握した空き家の数と位置、状態等の情報を町内で共有し、当市の空き家バンク、飛騨市住むとこネットとも連携することで、さらなる空き家の流動化促進を図るとともに、適正な管理がなされていない空き家の所有者への働きかけに活用し、危険な空き家の発生抑止につなげたいと考えております。

次に、2点目の固定資産税の徴収についてお答えします。近年における固定資産税全体の状況を紹介させていただきますと、令和2年度決算における収納総額は20億7,000万円。そのうち、土地が3億8,000万円。家屋が6億7,000万円。償却資産が10億2,000万円となっています。

税額の推移として、土地については地価の下落により漸減傾向が続いており、家屋については棟数自体が微減傾向にある中で、3年ごとの評価替えで一旦落ち込むものの、新增築発生により盛り返すというサイクルになっています。

また、償却資産については、企業の設備定数のほか、水力発電設備が相次いだことで順調に伸びており、固定資産税が半分近く占めることになっています。また、最近5年間の徴収率については、99.5%から99.7%の間で推移しています。

なお、今回の議員のご質問の趣旨は、対象を空き家に絞った課税額及び徴収率をお知りになりたいということかと思えます。

しかしながら、先ほど申し上げたとおり、市で把握している空き家の数は統計数値であり、空き家を特定することができません。また、一概に空き家といっても、親族等により維持管理され、しっかりと納税もされている物件が大勢を占める一方で、相続資格者全員が相続放棄され、税の徴収もできない状況にある物件も存在します。

したがって、空き家に対する課税額や徴収率を算出し、お示しすることはできませんので、ご理解願います。

なお、参考までに、令和3年度当初時点で飛騨市が特定空き家に指定していた5軒のうち1軒は免税点未満、残る4軒に対する固定資産税総額3万5,600円のうち1軒、1万6,300円が徴収済みとなっております。

〔総務部長 泉原利匡 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔企画部長 谷尻孝之 登壇〕

□企画部長（谷尻孝之）

それでは、私のほうからは③番と④番についてお答えいたします。

まず、③番の今後の空き家対策についてでございます。所有する空き家を売買したり、賃貸物件とする上で最初に障壁となるのが、空き家に残された家財道具の処分や売買等の契約、締結に至るための相続の問題だと認識しております。

そこで、市では後に飛騨市の空き家バンク、飛騨市住むとこネットに登録することを条件とし、家財道具処分費用や相続登記に関する費用の一部を補助する制度を設け、空き家の利活用の促進を図っております。

また、飛騨市社会福祉協議会が事務局となっております終活支援センター主催の終活セミナーにて、飛騨市住むとこネット利用のご案内をしたり、先般、11月21日に同じく終活支援センターが主催しました第2回終活フェアに相談窓口を設置しております。

こうした取り組みを通じ、近い将来、空き家となる可能性がある家の、今後を心配されている高齢者の方の相談に応じるなど、現に空き家となっている家屋の利活用の支援のほか、将来的に

空き家になる恐れのある家屋所有者に対する寄り添った支援も引き続き行って参りたいと思います。

次に④のふるさと納税の活用によります積極的な空き家管理についてでございます。市では、市内の空き家等の適正管理を進めることで、空き家を綺麗な状態に保ち、空き家物件の売却や賃貸契約に繋がることを目的として、令和2年3月31日に飛騨市シルバー人材センターと、空き家等の適正管理に関する協定を締結しました。協定の中でシルバー人材センターでは空き家所有者等からの依頼により、空き家の見守り、敷地内の草刈、除草、清掃や樹木の剪定、伐採を行うものとし、市は空き家所有者等との橋渡しや制度周知を行うこととしております。この協定締結を契機としまして、議員がおっしゃられる飛騨市ふるさと納税の返礼品として、空き家の見守り、管理サービスを令和2年4月より登録したものでございます。

しかしながら、登録してからふるさと納税返礼品として同サービスの利用実績はございません。これは、市での同サービスの周知は、ふるさと納税、ウェブサイト上での掲載のみであり、広報活動が足りないことが原因と考えておりました。来年度より、市外在住者へ送付します固定資産税の納税通知書に飛騨市住むとこネットへの登録あっせん文書とあわせて、同サービスの利用を促すチラシを同封するなど、積極的に広報周知していきたいと考えているところでございます。

〔企画部長 谷尻孝之 着席〕

○1番（小笠原美保子）

ありがとうございます。特定空き家の話が出たので、ちょっと教えていただきたいんですけども、特定空き家のうちの1軒は、固定資産税の徴収済みと答弁いただいたんですが、残りの徴収されていないお宅とかは、持ち主とかは、はっきりと把握されているんですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

特定空き家は5軒ございまして、1軒は免税店ということで、税金がかからないということでございます。残る4軒でございますけれども、1軒は先ほど申し上げましたが、1万6,300円を徴収しておりますが、残り3軒につきましては、1軒は法人が所有してございまして、登記簿上、もはや代表者が亡くなっているということもございまして、それにつきましては、今年秋に略式代執行で取り壊しをさせていただいたというものでございますし、もう1軒につきましては所有者の方が行方不明ということで、そちらの捜索等もしているところでございますし、もう1軒につきましては、相続人を調査しているような状況でございます。

○1番（小笠原美保子）

なかなか厳しい状況で、調査がうまくいくといいと思うんですけども、結局、その持ち主の方に責任はもちろんあるんですけども、そのこのところをはっきりしていくというのが必要だと思います。

なので、先ほどお話があったように、データベースの作成とか、いろいろと手を尽くしていただくんですが、今年の4月に相続登記の義務化を柱とする改正不動産登記法が成立されて、登記に相続人を明記しなければならなくなると、それは義務化になる。2020年から導入されるというふうに伺っています。そこに向けて、そのデータベースの作成を委託でされると思うんです

けども、難しいかもしれないんですけど、民生委員さんとか、地区の方たちにも協力をしていただいて、あそこの娘さんは東京にいるよとか、案外ご近所の方はご存知だと思うんですが、そういった感じで、できるだけ空き家というものを身近に把握していただきたいなと思うんですけども、どうお考えですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

答弁を申し上げましたとおり、来年度、データベース化に向けて取り組むということでございまして、やはり、所有者とか管理人ということ、相続者も含めて、誰の持ち物でということが一番大切だと思いますので、そちらのへんをしっかりとひも付けながらやっていきたいということで、地域の方のご協力をいただくこともあるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○1番（小笠原美保子）

ぜひ、よろしくお願いいたします。3つ目にお尋ねした質問のところで、認知症とかになられる前に、そこの相続のこととかきちんとしていただくと良いとお話をしたんですけども、終活セミナーで相続の相談をしていると伺ったんですが、この終活セミナーは、例えば参加したいお年寄りの高齢者の方とかが、そこまで行けないということも考えられると思うんですよ。おうちにはいってお話はできるけど、会場に足を運ぶことができない方、そういった方にこちらから出向くのは大変かもしれないんですけど、そういった方にも、きちんとその取り組みに参加していただけるような取り組みというのはお考えですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□企画部長（谷尻孝之）

終活セミナーそのものが、どちらかというと市民福祉部さんの所管となっておりますし、議員さんがおっしゃってみえることも理解できますので、担当部署と協議しながら最善の方向を図っていきたいと思います。

○1番（小笠原美保子）

その点は、ぜひよろしくお願いいたします。必要な方に限って、会場まで行けない方が多数いらっしゃると思いますので、そのへんを配慮していただけると、もっと進むのかなと思っています。

あと、ふるさと納税なんですけど、自分で飛騨市にはふるさと納税は使えないので、検索をかけてみたんですけども、例えば、空き家の管理がないかなという感じで検索をすれば出てきます。

でも、パッとそのふるさと納税何しようかなって開いたときには、空き家の管理というのはわかりません。なので、そこのところ、固定資産税のお知らせと一緒に合わせてお知らせするというのはおっしゃってくれたので、ぜひやっていただきたいんですけども。目的なく、飛騨市にふるさと納税したいなという方にも目につくような取り組みはしていただけますか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□企画部長（谷尻孝之）

ふるさと納税の固定資産税のというお話させていただいたんですけど、やはり、飛騨市にこの

メニューを使ってということになりますと、基本的には飛騨市に空き家をお持ちであるとか、何かお持ちであるという方になるかと思えます。

ですので、例えば、全然飛騨市に縁もゆかりもない方ということは考えづらいと思っておりますので、基本的にはそういった意味でも、やはり固定資産税の納税通知書が、一番効果があるものだということ認識しておりますので、よろしく願いいたします。

○1番（小笠原美保子）

そうですね。割合として、どのぐらいの方が飛騨市出身の方なのかというところになってくると思うんですけども、内容なんですけど、報告書を作成して郵送しますというパターンで1万円だったと思うんですけど。それを見て、どこが修繕しなきゃいけないとか、ここが危ないですというのは、はっきりとお伝えするようになっているんですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□企画部長（谷尻孝之）

こちらへんが、当然、他人の敷地に入ることになりますので、例えば、うちの中に入れば鍵も必要となってきます。

ですので、申し込まれた方については、受けた側と綿密に鍵の受け渡しはどうするだとか、家の中に入ってもいいとかということもありますので、そういった中で、例えば、家のこういったところまで見てもらいたいとかといった要望があれば、例えば、ここが水漏れしている、水も基本的には、とめてあると思えますので、あれなんですけど、わかる範囲で納税された方と話をしながら、そういったこともうまくやっていけるんじゃないかと思っています。

○1番（小笠原美保子）

あと、やっぱり近所に空き家があってすごく困るのが、草とか木がぼうぼうになるパターンなんですけども、やっぱり草がたくさん生えると近所の方に虫が来るし、大体、空き家のところには、庭や畑がセットになっていることがとても多いと思うんですよ。ということを見ると、せめて草刈だけでも、今の調査をして、調査書を作成して、郵送しますというところにプラス2万円で草刈をつけますとかというふうに、いろいろなパターンをつくっていただくと頼みやすいかと思うんですけど、いかがでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□企画部長（谷尻孝之）

そういった詳細に何を委託するかということもあるかと思えますので、ぜひ、シルバーのほうと話し合いながらメニューをつくっていただいて、話し合っていきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

○1番（小笠原美保子）

ぜひ、よろしく願いいたします。草ももちろんなんですけど、このへんは必ず雪下しとかが必要にはなると思えますし、雪を下さないと、家も傷むので、できれば雪下ろしのセットとかもしてくださるといいのかなと思うので、積極的によろしく願いいたします。

2つ目の質問に移らせていただきます。2つ目は太陽光発電についてお尋ねいたします。現在、

政府は2030年における温室効果ガス削減目標を2013年と比較して46%削減し、さらに50%まで削減することを目指しています。

2030年までのわずか9年間で実現可能な目標とは思えませんが、全国民を巻き込み再生可能エネルギーを普及させようと目標設定されています。その中でも特に、太陽光発電について様々な問題が指摘されております。これまでも、大規模な太陽光発電開発は、広大な山林を伐採してしまい、山林が本来持っている防災機能が無くなることで、災害リスクが高まるなど指摘されておりました。

本年7月に静岡県熱海市で発生した大規模な土石流災害では、土石流の起点の場所にある違法な盛り土のほかに、メガソーラー発電施設の開発により保水力が失われたことが原因ではないかと言われております。

電気代についても、再エネ固定価格買い取り制度により、太陽光発電の売電価格を国民全体で負担するため、電気料金に再エネ発電促進賦課金として上乗せされておりますが、近年の太陽光発電の普及と共に一般家庭においても負担額が年々増加しております。

この賦課金は10年前の2012年には一般的な家庭で、年間684円でしたが、本年には約15倍の1万476円と急増しており、家庭のみならず多くの企業にとっても負担が増えております。

ちなみに、この賦課金は2020年5月から2021年4月までの単価が1キロワットアワーあたり2円98銭でしたが、2021年5月からは3円36銭と大幅に値上がりしております。

多くの国民が賦課金についてよく理解されていないまま、請求書どおり支払いを続けているのが現状です。キャノングローバル研究所の杉山研究主幹によれば、政府の目標どおりに太陽光発電等を整備すると、電気料金は現在の5倍になり、国民は疲弊し、産業は壊滅するとのことでした。

また、太陽光発電は世界的に大問題となっている中国による100万人以上ものウイグル人が強制収容され、強制労働が行われている新疆ウイグル自治区での人権侵害との関係もあります。

太陽光パネルの世界の生産量の7割が中国製であり、日本においても輸入の約8割は中国製で、日本で有名な多くの大企業の太陽光発電パネルは強制労働、ジェノサイドの問題があるウイグル自治区からの生産品とみられています。

今後、政府が環境対策として進めようとしている太陽光発電の増設は、環境保全や災害を減らすどころか、近年の気候変動と相まって土砂災害のリスクを高めることに繋がり、自然環境そのものを破壊することになりかねません。

現在、全国では太陽光発電の設置を規制する条例が増え続けており、地方自治研究機構によると2021年9月時点で都道府県が4条例、市町村が158条例、合計162条例が制定され、対策がとられています。岐阜県内では、瑞浪市の再生可能エネルギー発電設備の設置と自然環境等の保全との調和に関する条例。可児市の太陽光発電事業と地域との調和に関する条例など、いくつかの市でも制定されており、それぞれの市に合わせた条例で、終了、撤去まで定められたものとなっております。そこで、次の点についてお尋ねいたします。

1点目、飛騨市にある太陽光発電の現状について。飛騨市内の件数や状況をお尋ねいたします。

2点目、飛騨市内に設置する際、安全対策、確認はとっていますか。大雨や台風、大雪など影響されない場所に設置されるのか。また、土砂災害警戒区域内に設置されていないか。設置され

ていた場合、災害発生リスクや危険性が高くなります。新規の設置のみならず、既存の太陽光発電を維持管理する段階においても問題が発生することも想定されるため、計画作成や保守点検などの対策が飛騨市でも必要ではないでしょうか。

3点目は災害を防ぎ、自然や景観、生活環境の安全を守るための条例制定についてです。市民の皆様が安心していただけるよう、災害を防ぎ、自然や景観、生活環境を守るための条例を制定できませんか。太陽光パネルには毒性の強いガリウムヒ素、カドミウム、鉛などが含まれており、破損や適切な廃棄がされない場合には、深刻な土壌汚染となり、住民に甚大な影響を与えます。また、不法投棄が増えるのではないかと心配されますし、実際に市民から不安の声も聞いております。将来的な処分まで含めて、市民と事業者も安心できるよう一刻も早く条例を制定することが必要ではありませんか。以上、お尋ねいたします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔企画部長 谷尻孝之 登壇〕

□企画部長（谷尻孝之）

それでは、2点目の市内の太陽光発電の現状についてご説明させていただきます。まず、1点目のご質問の案件でございます。現在、国内で普及している太陽光発電事業は、平成24年7月に施工されました再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法、通称FIT法による再生可能エネルギー固定価格買取制度を活用したものが主流となっているところでございます。資源エネルギー庁の固定価格買取制度情報公開用ウェブサイトによれば、本年6月末現在において、市内で導入されている産業用太陽光発電設備は63件に上りますが、このうち住宅棟の屋根利用を含む出力50キロワット未満の小出力設備が53件を占め、一定の規模を有する事業用設備は古川町、宮城町、太江、袈裟丸、神岡町柏原、数河など、10件となっているところでございます。

なお、これらの設置に伴いまして大規模な産地開発等が行われた事例はないものと理解しており、平成30年9月以降、市内での新たな設備導入は行われておりません。近年、設備導入が行われていない理由としましては、FIT法創設当初は、1キロワット当たりの買取価格が40円から30円台でありました。令和2年度現在は12円と大きく下落し、採算がとりにくくなっていることに加え、山間部であるため平地が少なく、山陰により日照時間が限られることや、冬季の積雪といった地理的な条件不利が影響しているものと推測されるところでございます。

次に2点目の設置場所の選定や設置後の保守点検等についてお答えいたします。FIT法の創設により新規参入しました再生可能エネルギー発電事業者の中には、専門的な知識が不足したまま事業を開始するものも多く、安全性の確保や発電能力の維持のための十分な対策がとられていない。防災、環境上の懸念等をめぐり、地域住民との関係が悪化するといった問題が全国的に顕在化しておりました。

このため、平成28年6月にFIT法が改正され、再生可能エネルギー発電事業計画を認定する新たな制度が創設され、事業実施期間中における発電設備等の保守点検及び維持管理はもとより、事業終了後の設備撤去及び処分等の適切な実施を求め、違反時には改善命令や認定取り消しを行うことも可能とされたところでございます。

これに伴い、資源エネルギー庁が発出しました、事業計画策定ガイドライン、太陽光発電では関係法令や条例等への適合は当然として、土地や地域の状況に応じた防災、環境保全、景観保全の観点から適切な土地の選定に努めることや、保守点検及び維持管理に関する計画の策定及び実施体制の構築、計画的な廃棄、費用の積み立てと確実な撤去処分の実施などの遵守事項を詳細に定めているところでございます。先に述べました、市内の産業用太陽光発電設備63件のうち、大規模設備10件を含む44件は、この新制度の適用、または移行を受けており、各発電事業者において、ガイドラインに沿って適切な土地選定及び設備の管理運用がなされているものと理解しているところでございます。

また、令和2年3月には環境省からも太陽光発電の環境配慮ガイドラインが示されており、今後の設備新設にあたっては、より一層の環境配慮が求められることとなります。

なお、市内での太陽光発電設備の設置運用に関して、市に対する地域住民からの苦言、苦情の類は特段寄せられていないことを申し添えるところでございます。

最後に3点目、災害を防ぎ、自然や景観、生活環境を守るための条例の制定をとのご質問でございます。広く環境や景観に関する条例としては、飛騨市環境基本条例や飛騨市都市景観条例、飛騨市ふるさと景観保全条例などを制定しており、飛騨市生活環境の確保及び改善に関する条例において、売電事業用の太陽光パネルの設置に関しても、面積要件に応じて、市との環境保全協定の締結対象としているところでございます。

また、議員ご指摘のとおり、全国の自治体において太陽光発電事業と自然環境や地域との調和等を目的とする独自条例を制定し、設置、規制区域の指定や適正な維持管理の実施を求める動きがありまして、すでに県内複数の市町村においても、同様の条例が制定されております。

他方、先ほど述べましたように、FIT買取価格の下落により、採算がとれない事情も相まって、近年は市内での太陽光発電事業のニーズが見られない状況が続いており、その必要性が下がっていることに加え、現在、岐阜県において、平成28年3月に策定した岐阜県次世代エネルギービジョンの改訂作業に合わせ、全県的な太陽光発電施設の適正実施に関するルールづくりに向けた検討が進められていることから、しばらく県や県内市町村の動向を注視して参りたいと考えております。

〔企画部長 谷尻孝之 着席〕

○1番（小笠原美保子）

お話の中にあっただんですけども、資源エネルギー庁の事業計画策定ガイドラインの話で、細かく特定はされているというお話だったんですけど、太陽光発電の事業終了が一番大事なところかなと思うんですね。問題なく事業ができていうちは、住民の方に困ることはないので、その終了時の廃棄のところで、自治体のガイドラインに沿うとも明記をしてあるんですけども、その点については、作成されるとかお考えをしていらっしゃいますか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□企画部長（谷尻孝之）

そちらのほうについては、先ほどの答弁でも申しましたとおり、岐阜県においてそういったルールづくりが行われておりますし、また、他市の条例等々を見ながら検討していきたいと思いま

す。

○1番（小笠原美保子）

県の状況に合わせるということによろしいですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□企画部長（谷尻孝之）

合わせるというか、参考にしながら議論していきたいと思っております。

○1番（小笠原美保子）

難しいところだと思います。何といても飛騨市は雪国なので、岐阜市と飛騨市は状況が全然違うと思いますし、事業者さんにもお尋ねしているんですけども、やっぱり日々の管理の中で一番多いのが、雪が降った時に壊れてしまうというのが多いということを知っています。よそのニュースとかを見ていると台風が来てパネルが飛んでしまったりとか、すごく大規模な事故が多いんですけども、飛騨市のへんにおいては、やっぱり雪が積もったときにきちんとしたメンテナンスがされていないと、積もった雪と下ろした雪がここで固まってしまってパネルが壊れるというパターンが一番多いと聞いています。保険は任意だそうです。

なので、皆さんがその10件に入ってらっしゃればいいんですけども、入っていなかったときに危ないし、今の買い取り価格が下がっているというのも併わせれば、余計にほったらかしになるかと思うんですけど、そういったときには、どうするというのは決めておいたほうがいいと思いますけど、いかがですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□企画部長（谷尻孝之）

今、設置されてみえる方というのは、先ほど申しましたように、まだFITが多分30円とか40円とか高いときにつくられた方がほとんどかと思っております。

そういったことも踏まえて、基本的な採算が合っているのかなということは考えているところでございます。

一方、もし仮に雪の関係で壊れたとか故障したということは、うちのほうとしても、なかなかそこは把握しづらい部分でありますので、故障したからということで、何か報告があるわけではございませんので、そういった意味では、市のほうで、何かそこでということには考えが至っていないところでございます。

○1番（小笠原美保子）

そうですね。空き家と同じ把握が大変だと思うんですけども、だからこそきちんとしたルールというものが逆に必要ではないかなと、私は思います。

先ほどお話にあったんですけども、廃棄の時の費用を用意していらっしゃる事業者さんが余りにも多かったのが、経済産業省のほうで積立制度が始まると伺っています。売電収入から強制的に天引きをされて、廃棄するときのために積み立てが始まるらしいんですけども、10年とか積んでいれば廃棄の費用になるかもしれませんが、例えば、1年や2年では、まだそこまで賄えるほどではないとは思っているんですよね。

例えば、そういったときに、その壊れ方によると思うんですけども、本当に撤去していただかなきゃいけない状況、なぜかという私、いろいろと見させていただいたら、様々なんですよ。足場ひとつとっても、コンクリートで頑丈にがっちりとはめてつくっていらっしゃるパネルもあるし、こんなのもつのかなと思うようなパイプを地面に突き刺してあるだけに見えるような場所もありますので、そう思うと、維持できる期間とかも様々にはなると思います。処分するまでのルールも、もちろんんですけども、処分する時というのは、飛騨市ではどういうふうに関わってくるんですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□企画部長（谷尻孝之）

仮に、施設設備がこれで終わらせて廃棄したいということになりますと、当然ながら、その専門の事業者さんをお願いして、それを処分、廃棄するかたちになろうかと思います。

ですので、直接それに対して市が何かということではなくて、その事業者さんが決められた法律等々に則って処分するというようなかたちになろうかと思いますので、お願いいたします。

○1番（小笠原美保子）

クリーンセンターへ行って聞いてきたら、そこまで破砕するとか、埋め立てるとかという制度は、まだ全然できていないと聞いたので、お尋ねしたんですけども。そこらへんも頭に置いていただけると、今後いいのかなと思います。

あと、太江の方から直接お話を伺ったんですよ。あそこにパネルがすごいたくさん並んでいて、高田神社の横、本当に境内の中じゃないかなと思えるところにパネルがすごいたくさん並んでいます。

見に行ってきたら、県と市の指定の文化財になっているという札も立っていますし、その真横にパネルがいっぱい並んでいるんですね。あそこは、とにかく神社仏閣というのは、地元の方にとっても、氏子さんたちにとっても思いが別だと思うんですよ。空いている畑につくったとか、田んぼにつくったとか、山につくったとかというのはちょっと違って、地元の方にとっては大事な場所だと思います。

しかも、あそこは、たしか遠足の子供たちも寄る場所だと思うんですけども、地元の方が危険ではないかと心配していらっしゃるの、本当にご要望みたいな感じになるんですけども、やっぱり文化財産とか公園とか、そういったところは何百メートルそばにはつくらないでくださいというものが必要になってくるかと思いますが、いかが思いますか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□企画部長（谷尻孝之）

場所として、なんとなく認識はできるんですけど、先ほど申しましたとおり、県内とかの自治体で、いわゆる条例等も制定されているところもあるんですけど、見ていると、やっぱり景観とかといったものが割と主になっているという感じが、つくるにあたって、あるように私は感じております。

そういった中で、今の案件が、今後、景観とかいうものにあるとするならば、県のほうでルー

ルづくりがあるものですから、そういった中で包括的に考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○1番（小笠原美保子）

付け加えて言うなら、小島城に登ったときに、とってもいい景色なので写真を撮りましょうと写真を撮ると、パネルがいっぱい並んでいるので、皆さん、登った人が本当にかっかりされているというの伺っています。それを思うと、やっぱり、ご答弁いただいたように、景観を守る、文化財を守るとかというところに特化してもらいたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

景観の保全というのは、実は非常に難しい問題で、来年度、景観の保全を政策としてもやっていきたいなと思っておりますけれども、どうしても私の私有地の上にはできるものは、その私権の制限をするというのは、おのずからどうしても限界あります。

やはり、これというのは、そういった景観の価値を共有するという割と息の長い運動の中で、それに共鳴して、ここはちょっとまずいよなというような気持ちの醸成をしていって始めて成り立つものなので、なかなか条例で規制してというところが、自分の土地の上に、自分の事業のものを建てるわけですから、そこについては、どうしても制限が難しいので、ちょっと長期的な意識醸成によらざるを得ないというところは、おのずから制限としてあると。

ただ、先ほど、来年の春の話がありましたように、太陽光発電に関してはFITの買取り価格が下がったということがあって、今はほぼ事業化ができなくなっていますし、もともと条件が不利地ですので、これからどんどん立地がされていくという状況にはないというふうに判断しまして、その意味では、ここで慌てて規制の条例等をつくるというよりも、しばらく様子を見ながら、いろいろな環境変化があった際には考えて、それが基本的なスタンスということでございます。

○1番（小笠原美保子）

今、できているものはどうしようもないのは、重々承知しています。だからこそ廃棄の時のルールが必要ではないかなと。

どうしてかという、有害物質なので、少し処理が遅れると土壌汚染にもなりますし、伺っているのは、壊れたものをそのままにしておくと雨が降ったりした時に発電して火事になる危険性も大きいというの伺っています。そう思うと山であったり、住宅であったり、近所の方たちの気持ちも考えると心配だろうなと思うので、お願いしています。

長野県のあたりだと、かなり厳しいようで、お隣さんが本当にいいですよと言わないと、ハンコを押さないとつukれないというの伺っています。なので、事業者さんにとっては大変な状況なのかとは思いますが、逆に事業者さんに何が困っていますかとお尋ねしたところ、やっぱり今の話、住民の方たちは心配するし、こんなのが来たって嫌がられる。その状況がすごく困るという話なので、例えば、飛騨市で、ここはクリアしている、ここもクリアしているというのを点検していただいて、優良事業者ですよと何か認定とかをしていただくと住民の方も安心できるし、事業者さんにとっても安心して設置していただけるかと思っておりますが、いかがですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□企画部長（谷尻孝之）

そうですね、太陽光というものが基本的に国の話ですので、市がそこへどう入っていくかというスタンスの問題もあります。

ですので、先ほど話したとおり少し長い議論の中で検討させていただくということになるかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○1番（小笠原美保子）

ぜひ、よろしくお願いいたします。でも、瑞浪とか、災害の危険があるところはもちろんですし、自然環境とか、文化的な景観であったり、歴史なものは残しましょうという条例をつくっている市も実際にあるので、そこらへんのところをちょっとお考えいただけるといいかなと思います。

いろいろなことを考えて、住民の方が心配していらっしゃるというのは事実ですし、その点、10年先、20年先を見据えていただいて、何が一番、皆さんが安心して住んでいただけるのかという方法を考えながら、とっていただけると良いかと思っております。以上で終わります。

〔1番 小笠原美保子 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で、1番、小笠原議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（澤史朗）

ここで暫時休憩といたします。再開を午後1時00分といたします。

（ 休憩 午前11時38分 再開 午後1時00分 ）

◆再開

◎議長（澤史朗）

休憩を解き、会議を再開いたします。8番、徳島議員。

〔8番 徳島純次 登壇〕

○8番（徳島純次）

それでは、お許しをいただきましたので、大きく2点について質問させていただきます。1つ目は指定管理者制度について。2つ目は公立小学校高学年の教科担任統制の導入についての2点です。

1つ目、指定管理者制度について。平成15年9月の地方自治法の一部改正により制度化された指定管理者制度は、多様化するニーズにより、効果的、効率的に対応するため、公の施設管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上や経費の節減等を図ることを目的としたものであります。

飛騨市は平成16年に飛騨市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例及び同条例施行規則を施行し、指定管理者制度が導入されて現在に至っています。指定管理者制度で管

理を行っている公の施設は、4月1日時点で61の公の施設を33の指定管理者が管理を行っています。

飛騨市は、令和2年2月に指定管理者制度ガイドラインを制定し、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正化を期するとともに、指定管理者のさらなる業務改善への取り組み、さらなるサービス向上への意識、啓発を目的として、指定管理者が行っている施設運営について統一的な基準による点検評価を実施する。その点検、評価については指定管理者制度運営委員会に審査と助言を仰ぐとするとして指定管理者点検評価制度を導入して昨年度から試行しています。管理施設の管理、サービスのさらなる向上を望むものであります。次の6点について伺います。

1. 指定管理者点検評価制度のその評価は。昨年2月に制定された指定管理者制度ガイドラインにおいて指定管理者点検評価制度の試行が始まり1年10ヵ月が経過し、現在、制度運営委員会において、確認、審査が行われていると聞いておりますが、現時点での指定管理者の自己評価、所管部署の評価等、指定管理者点検評価制度についてどのような評価、見解をお持ちかを伺います。

2. 業種の異なる指定管理施設の点検、評価基準は。指定管理者制度ガイドラインには、統一的な基準による点検評価を実施するとありますが、指定管理施設により点検、評価する項目が異なる点もあると思いますが、その点をどのように考慮しているのかを伺います。

3つ目、指定管理施設の瑕疵による賠償責任について。公の施設の管理運営が行われている際に、故意または過失、施設に備わっているべき品質や機能が損なわれていること、瑕疵が原因となって利用者等が負傷したり、損害を被った場合に利用者に損害賠償を行う必要が生じる可能性があります。国家賠償法第1条、公務員による不法行為による損害の賠償、同法第2条、公の营造物の瑕疵による損害の賠償、民法第715条、使用者責任等に基づき、指定管理施設の利用者は、市に対して損害賠償を請求することができます。

市が訴えられ、損害賠償が発生した場合に、過失責任の割合等に関して、市と指定管理者との間で訴訟等が起こることを避けるためや、指定管理者が損害賠償請求に対応する支払い能力を有しない等を回避するために施設賠償責任保険（指定管理者特約条項付き）に加入する条件等を協定書に盛り込んであるか。また、市と指定管理者の両者に帰責があるもの、被害者、他の第三者等に帰責のあるものの負担はどのように取り決めされているかを伺います。

4つ目、評価及び評価結果の公表について。公の施設に指定管理制度を導入するにあたっては、施設が公平に管理され、公平で開かれた運営が行われ、利用者サービスの向上が図られなければならない。これらを考慮すると指定管理者の施設の管理業務の点検、確認を適切に行い、その評価を行い、その評価結果を公表することにより、管理、運営の公平、サービスの向上が得られます。評価は客観性、透明性が確保されていることが必要であり、評価結果の情報公開がなされなければ、市民がチェックすることができない事になります。市の指定管理者制度ガイドラインでは、今後、検討するとなっておりますが、上記の理由により公表は必要と考えますが、市の見解を伺います。

5つ目、債務負担行為の設定について、総務省の通達、指定管理者制度の運用において、指定期間が数年にわたり、かつ地方公共団体から指定管理者に対して委託料を支出することが確実に見込まれる場合には、債務負担行為を設定することとされています。飛騨市においても令和3年

4月1日時点で指定管理者が管理を行っている公の施設の指定機関は、全て複数年に渡っていますが、債務負担行為を設定しているかを伺います。

6つ目、令和2年度の指定管理施設管理運営業務報告書について。令和3年6月30日更新の令和3年度の指定管理施設管理運営業務報告書の記載内容を拝見しますと、管理運営状況欄に従業員の体制を少なくし運営しましたと記載がありますが、人件費は前年比55.7%増となっているものもあります。

人員が減って、人件費が6割弱も増える理由が報告書からは読み取れません。このような状況を少しでも解消する観点から報告書の前年度の利用者数の記載、及び前年度と比較し大きく変動した項目については、管理運営状況欄や実施結果欄に特記する必要があると考えます。報告書書式の改善、記載内容の指導がされるべきであると考えますが、市の見解を伺います。以上、6点についてお伺いいたします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔総務部長 泉原利匡 登壇〕

□総務部長（泉原利匡）

指定管理者制度に関するお尋ねにつきまして一括してご答弁いたします。

まず、1点目の評価制度につきましては、今年度に試行の初年度として実施してみた感触として、指定管理者と施設所管部署の評価に差があり、また、施設間でもばらつきが大きく、運用面で課題があると認識しており、今後、設問項目を修正するなどして、機構の中で改善を図り、意義ある制度にすべく修正したいと考えております。

なお、この取り組みによってホームページの修正や利用者意見の収集方法の工夫、避難訓練回数増加などの報告を受けており、業務改善には繋がっているものと認識しております。

次に、2点目の業種の異なる指定管理施設の点検評価基準につきましては、様式において評価内容を自由に記載できる項目を設定しており、施設所管部署が施設の特性に応じて設問を作成することとしています。

なお、この項目の設問や記載方法について、一部の指定管理所管部署において十分に理解されていない状況が見受けられましたので、施工中の中で改善を図りたいと考えております。

3点目、施設の瑕疵による賠償責任につきましては、市が指定管理者と取り交わす基本協定書において、全国町村会総合賠償保険へ市が加入する旨を記載しております。この保険により、故意や重過失といった特別な案件を除き、施設の瑕疵や指定管理者の協定業務上の過失に起因する事故の損害について補償することが可能となります。賠償責任に対する最終的な負担者については基本協定書にリスク分担の方針を示しており、施設自体の瑕疵に起因する場合は、市が負担し、指定管理者の施設運営、維持修繕に起因するものは指定管理者が負担することとしています。

また、帰責事由が不明確な場合は双方で協議することとされており、市と指定管理者の利用者に責めがある場合や、他者が責めを生む場合も協議となります。

次に4点目の評価結果の公表につきましては、先にも述べましたとおり、現段階では制度運用の面で様々な課題があることを認識しており、もう1年は試行期間が必要と認識しております。

現在の課題を踏まえて修正を加え、制度として煮詰まった段階で速やかに公表できるよう取り

組んで参ります。

5点目の指定管理料の債務負担行為につきましては、通常、補正予算で提出しております。指定する機関の施設の指定管理料をまとめて計上しているため、わかりづらい点もございますが、本議会においても、議案第102号、令和3年度飛騨市一般会計補正予算（補正第4号）により提出しております。

最後に6点目にご指摘いただきました報告書は、飛騨古川味処施設に関するものかと思われませんが、これについては令和元年度と令和2年度の記載内容において、自主事業が含まれているか否かの違いがあったため、このような差が生まれたものです。

具体的には、令和元年度の報告書の収支には自主事業収支が含まれておらず、令和2年度と同様に主事業収支を加えた場合の人件費は1,922万2,160円であり、その額との対比による令和2年度の増減率は5.4%の減少となることから、従業員の体制を少なくして運営しましたとの表現となっているものです。

これは、令和2年3月に報告書様式を改め、指定管理料が0円の施設の収支計上方法を、自主事業を含むものとするように変更したことについて、一部の指定管理者において十分に理解がされていなかったため、直後に作成された令和元年度の報告書に誤りが生じたことにより発生し、さらに確認不足で公表してしまったものです。

本件の数値については、本来は自主事業を加えたものを記入すべきであったもので、記載内容の誤りでありますので、公表している報告書の数値を修正しました。申し訳ございません。指定管理者に対しては、これまで以上に丁寧な指導を心がけるとともに、報告書様式についても必要に応じ改善を図って参ります。

〔総務部長 泉原利匡 着席〕

○8番（徳島純次）

1点目の評価ですが、各指定管理者の自己評価、それから所管部署の評価等にばらつきがあるということでしたが、点検評価制度を始める前に各指定管理者及び所管部署には十分な説明をされたのかどうか、その点を伺います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

制度導入に際しまして、各部署には説明をしたつもりではございましたが、それが十分理解されていなかった部分もあったということで、反省しているところでございます。

○8番（徳島純次）

2点目の評価基準、多分これは所管部署のところで、文章が自由に書ける部分があるということで、その部分で評価項目を出しているんだろうと思いますが、それ以外にも評価区分が1、2、3とありますね。例えば、文化交流、スポーツ振興、福祉施設等は1、産業振興、観光は2、その他、コミュニティー等は3というふうになっておりますが、それぞれ、評価額項目が同じものと、同じではないものが、多分これから出てくるんだろうと思います。

例えば、1つの項目に対しても、標準的なものですね、共通の評価項目に対しても、それぞれの区分によって評価点数を変えて評価をするというふうになっているかどうかを伺います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

議員がおっしゃるとおり、項目につきましては統一的なものも使っているところもあるんですけども、その施設によって、どこを重点に置くかというようなことで、点数の付け方を変えております。

例えば、観光施設とか産業施設につきましては、自主事業等につきましても点数を多く配分したりして、そういうことを促すような評価にしています。

○8番（徳島純次）

3番目の賠償責任の関係ですけど、先ほど市が保険に入っているということで、市が施設に関わるもので瑕疵があって、賠償責任が生じた場合は、市がするようになるということですが、それ以外の、例えば、運営上、指定管理者のほうで瑕疵があった場合は、指定管理者が賠償請求を負うことになるんですが、基本条約の中で指定管理者にこういう賠償責任の保険に入りなさいというふうに明記されているかどうかをお伺いします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

賠償責任につきましては、今おっしゃったとおり、市の施設が起因する場合は、市が賠償責任を負うということで、保険の加入につきましては協定の中で記入しているということでございます。

それで、リスク分担につきましても、リスク分担表におきまして、その旨を記載しているところでございます。

○8番（徳島純次）

先ほど、市と指定管理者に責任がない場合、本人だったり、第三者に帰責がある場合に協議をしてというふうになっていますが、そういう賠償責任の事案が起きるたびに協議するのか。あらかじめ、ある程度のガイドラインがつくってあるのか。そのへんはどうでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

賠償責任の関係につきましては、事案によっていろいろなケースが出てくると思いますので、一応、協議するという格好の中で進めさせていただくことになっています。

○8番（徳島純次）

協定書の中に不可抗力によって発生した費用の負担ということで、この中に負担のことが書いてあるんですが、あと、不可抗力、どのようなものを不可抗力というふうに想定されているのか。わかる範囲でよろしくお願ひします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

どこまで想定しているかということは、なかなか難しいんですけども、やっぱり思いつかないうようなところで事故が発生したというようなことだと思うんですけども、その都度、先ほど申しあげました協議によるとということで、対応するということをございます。

○8番（徳島順次）

例えば、不可抗力によって発生した費用は、協議によって指定管理者にも認められる範囲内で費用を支払うというふうになってはいますが、例えば、消費税が変わりました。まだないでしょうけど、8%から10%になりましたとか。そういうような場合にどういうふうな対応をとるのか。2%分上がった分は全部指定管理者なのか、それとも2%分を市と指定管理者内で折半するのか、そのへんはどうでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

税率の改正等につきましては、リスク分担表にしっかりうたっておりまして、税制の改正ということで、そちらにつきましては飛騨市が負担することにしております。

○8番（徳島純次）

それでは、協定書の中に、利益が出た場合は50%を市のほうに還元するというのがあったと思うんですが、これは指定管理者全員が対象なのか。それとも指定管理料が支払われている指定管理者だけが対象なのか。どうでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

キックバック方式のございますが、利益が出たときに市に半分戻すというような項目につきましては、現在の指定管理の中では採用しておりません。

流葉スキー場をnew flowに指定管理を渡したときに、初めてのことで、どれだけ利益が上がるかわからないということもございまして、そういう要綱を使ったことありますけれども、普通の指定管理の契約の中では、キックバック方式は採用しておりません。

○8番（徳島純次）

ぜひ、指定管理者の点検評価制度を早急に有効なものにしていただいて、各評価をされて、市民にもよくわかるように、公表していただきたいなと思います。

それでは、2点目に移ります。公立小学校高学年の教科担任制の導入について、令和4年度より、全国の公立小学校の高学年を対象に、教科担任制の導入が本格的に始まります。優先的に導入を促すのは英語、理科、算数、体育の4教科です。

令和3年7月に文部科学省より発表された「義務教育9年間を見通した教科担任制の在り方について（報告）」において、個別最適化された学びを実現する観点からは、児童ひとり、ひとりの学習内容の理解度、定着度の向上と学びの高度化を図る必要があり、教科担任制の導入により、ICTの効果的な活用と相まって授業の質の向上を図ることが重要とし、教科担任制の導入の狙いを1つ目、授業の質が向上、児童の学習内容の理解度、定着度の向上と学びの高度化。2つ目、

教師の負担軽減。3つ目、多面的な児童理解。4つ目、小学校から中学校への円滑な接続、中1ギャップの解消としています。

飛騨市も小学校の教科担任制を導入していると伺っていますので、次の3点について伺います。1つ目、教科担任制を導入しての評価は。教科担任制を導入している学校、学年、教科と導入しての評価、また、どのような問題点があるかを伺います。

2つ目、教科担任制の導入形態は。小学校における教科担任制を導入する形態には、学年内や学校内で授業交換を行う方法、専科教員の追加配置する方法や学級担任と専科教員と一緒に授業を行う方法など想定されていますが、飛騨市はどのような形態をとっているかを伺います。

3つ目、小規模学級の小学校への教科担任制の導入の見通しは。学年の学級数が少ない小学校は、教員数が少なく、教科担任制を実施するには教員不足という課題があると思われませんが、規模の小さい小学校の導入時期の見通しはあるのでしょうか。市の見解を伺います。以上3点を伺います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔教育長 沖畑康子 登壇〕

□教育長（沖畑康子）

では、私のほうからお答えをいたします。教科担任制を導入しての評価、教科担任制の導入形態、小規模校への導入見通しにつきましては関連性がございますので、一括でお答えをさせていただきます。

小学校高学年の教科担任制の導入について、評価、導入見通しの3つのご質問をいただきましたので、お答えいたします。

岐阜県では、小学校教科担任制の導入を2つの方法で実施しております。1つ目は、各学校で教員の専門性をもとに授業を交換して行う方法です。例えば、音楽の免許を持つ低学年の担任が高学年の音楽の授業を受け持つ代わりに、体育の免許を持つ高学年担任が低学年の体育を教えるというようなことです。

2つ目は、学校が要望する教科の免許を有する常勤や非常勤の教員をプラスして配置し、その教員が授業をすることです。飛騨市においても、どちらの方法も実施しております。このほかに、市独自の取り組みとしまして、小学校英語指導教師を2名配置しています。英語指導講師は、英語を専門としない担任に代わって、T1として授業を行ったり、ともに授業の指導案を作成したりするなどして担任のサポートをしております。教科担任制にして行っている教科につきましては、非常に多岐にわたっておりますので、どういうということはありませんが、高学年において、理科は完全に教科担任制を行っておりますし、それから外国語でありますとか、家庭科、音楽等が多くございます。

また、小規模校においてでございますが、小規模校においても加配教員を配置し、教科担任制ができるようにしております。令和3年度で申しますと、3教科に加配教員を配置して行っております。

このように、市内の全ての小学校において複数の教科で教科担任制を導入しております。教科担任制の成果としましては、教師が専門性を生かした事業を行うことで、その強化に対する児童

の関心、意欲が高まり、主体性が大きく向上するとともに、その教科の力が大変伸びたと、多くの報告がございいます。

また、複数の教員が関わることで、児童理解が深まったことなども挙げられます。働き方改革の視点では、教材研究や事業の準備の効率化が図られています。課題は求める強化の人材が得られない場合があることや、時間割の調整が難しいことなどが挙げられることです。

〔教育長 沖畑康子 着席〕

○8番（徳島純次）

導入形態は授業交換型、追加型だと思われまますので、先ほどあったようなことなんですが、専門の知識を持った教員を追加する。一番、手短かに言うと、近くの小中学校の空いている先生を借りてきて、その先生に教えてもらうというのが、手短かなと。素人的には考えるんですが、そういう方法はとれないんでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育長（沖畑康子）

山之村小中学校におきましては、小中が併設しておりますので、そういったことを実際に行っております。そのことによって、全ての教科をできるだけそろえるというような方向をとっております。

ただ、学校も少し離れておりますと、その移動時間というものが余分にかかってなかなか難しいところがございます。これまでも、神岡の小中でやったこともございますが、ちょっと難しかったりすることもございます。そのようなことから、中学校において専門性はありますが、それだけ時間があるという教師は、定数で配置されているものですので、なかなかございません。

○8番（徳島純次）

小学校において授業によって先生が変わる。これは中学校で当たり前です。例えば4年生とか、3年生から始めた場合に、今までは1人の先生が全ての教科を教えていただいたが、ある年度から急に、この教科をほかの先生が来て教えるというふうになると、生徒のほうに戸惑いとか、先生になかなか馴染めないという負担に思うような状況というのが生まれると思うんですが、そういうことで起きた問題はないんでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育長（沖畑康子）

別の教員が行っての戸惑いは、多分ほとんどないと思います。これまで聞いておりません。

教員との相性というものはそれぞれございますので、それは、他の教科の教員という問題でもないかなということはあるかもしれませんが、順次、低学年でも、複数の同じ学年の教師が、朝の会を交換してみたりとか、それから教科も1教科、2教科交換してみたりしておりますので、子供たちにはさほど抵抗はないと考えております。

○8番（徳島純次）

先ほど、教師のほうにも良い効果があったというふうに伺いましたが、逆に私たち素人が考えると、今まで30人の生徒を担当していました。でも、自分は算数の教科が専門で、それを担任

するんだったら、ほかにプラス2クラスを担当するようにするというと、トータル3クラスの生徒をみることになる。それら生徒の特性を把握したり、自分の担当クラス以外の2クラスの生徒の教育指導、科目の指導とか、点数の評価することとかも増えると思うんです。今まで30人だけだったのが、それが3クラスになって90人になりましたというと、逆に負荷が増えるように感じるんですが、そのへんはいかがでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育長（沖畑康子）

中学校の教員にとっては、それが当たり前の日常の姿でございますし、私のような美術の教師は全校の生徒の授業を持っております。ですから、小学校においても、多少、クラスの教える子供たちが増えたところで、さほどの問題はございません。

ただ、それよりも、教科を交換することによって、教材研究にかかる時間が減るわけですね。例えば、理科を自分のクラスと隣のクラスとやるとするならば、同じことで、さらに2つクラスやることによって、その教科に対する理解であるとか、それから教材研究が深まります。と同時に、隣のクラスの先生は理科はやらなくてもいいわけですから、その分をほかの教科の教材研究にかけられるということがございます。

○8番（徳島純次）

教師の話なんですけど、例えば、クラスが変わりますよね。これは先生の話というか、生徒の話というか、例えば、あるクラスを担当していて、クラス制だと、そのクラスのいろいろな学習上、授業の時のルールだとか、そういうものは、先生と生徒の間で決められているものがあるんですけど、それは学校統一的なものではなくて、それぞれ先生方が、自分が担当している教室をうまく運営していくためのルールづくりだと思うんです。

そうすると、先生によって多少の違いはあるような気がするんです。担当者が変わったほかのクラスに行って授業するときに、その授業を受ける生徒は、今まで自分がずっとみてもらっていた担任の先生と違うルールを適用される場合なんかがあると、何か困るんじゃないかな。

例えば、ルールを合わせるために、生徒か、先生かが負担になるのではないかなと単純に考えます。そういうようなクラスごとにおけるルールが多少違うことによって、戸惑うだとか負担が増えるだとか、そのようなことは起きないんでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育長（沖畑康子）

多少の違いは、そんなに問題でございません。すぐに両方が話し合って、統一していけばいいことでございますし、大きく変わったら、逆に学年が変わったりした時にとっても困ります。

ですから、学校全体で基本的なルールは決めておりますし、多少のそれぞれの教師の構成によるところございますが、問題はございません。

○8番（徳島純次）

先ほど問題点の中に、時間割を組むのが非常にちょっと難しくなるという話があったんですが、今後、担当する教科が勉強会で増えていき、本格的に導入された場合に、そうなる時間割を組

むのが非常に苦勞することになると思うんですが、このへんの時間割を組むのに、どれぐらいの負荷がかかるのかちょっとわかりませんが、それが、その先生方の負荷になるというようなことはないのでしょうか。また、それを回避するような手段というのはあるのでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育長（沖畑康子）

中学校において時間割を組むことは、本当に大変なところでございます。何が大変かと申しますと、時間割は最初に、何とかうまくはめ込むわけです。

しかし、いろいろな行事等によって、それを変えざるを得なくなったときに大変だということでございまして。

ですから、そういう大きな変更があったりするときは非常に難しいです。ただ、やっぱり、それもどちらかといいますと、ほかのメリットに比べると小さいと考えております。

○8番（徳島純次）

小学校の教科担任制は、ほかの学校とか私立の学校というか、全学年がそういう方法をとっているという小学校もあるようには伺えますが、公立ではありませんが、教育長としては、教科担任制を導入するのに非常に大きなメリットがあると感じて、今後、この教科担任制を小学校でもどんどん採用すべきだと思われませんか、それともある程度のところで限定的に行うべきだと思われませんか。見解をお伺いします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育長（沖畑康子）

国の方針によって人材を担保するという財源的な面で、そういうことが打ち出されておりますので、そういったことがしっかりなされてくるのであるならば、大変喜ばしいことだと思います。

ただ、学校内で今の状況で全てをやろうとすると無理が生じますので、その整備と兼ね合わせながら進めていきたいと思っております。

○8番（徳島純次）

伺っていると、メリットのほうが大きいようなので、予算的なものもあるでしょうし、言われたように国の方針もあるでしょうけども、できる範囲で多くの方に教科担任制を導入していただいて小学生から中学生の9年間がスムーズに行くようにしていただきたいです。以上をもちまして質問を終了させていただきます。

〔8番 徳島純次 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で、8番、徳島議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（澤史朗）

ここで暫時休憩といたします。再開を午後1時50分といたします。

(休憩 午後1時45分 再開 午後1時50分)

◆再開

◎議長（澤史朗）

休憩を解き、会議を再開いたします。7番、住田議員。

〔7番 住田清美 登壇〕

○7番（住田清美）

それでは、議長のお許しをいただきましたので、質問に入らせていただきます。最初に、畜産行政の取り組みについて質問をさせていただきます。本日、午前中、谷口議員がキャトルステーションについて質問され、また、明日は水上議員が畜産について触れられますが、通告に従って質問に入らせていただきたいと思います。

コロナ禍の影響で開催が延期されました東京オリンピック、パラリンピックでしたが、無事終了し、アスリート達は様々な感動を我々に与えてくれました。

さて、来年は牛のオリンピックといわれる「全国和牛能力共進会」が鹿児島県で開催される予定となっております。これは、全国の優秀な和牛を5年に1回、一堂に集めて改良の成果や優秀性を競う大会です。全国の和牛関係者にとっては、この大会で優秀な成績を収めることは、各都道府県の和牛のブランド化の向上につながる重要な大会です。

今や飛騨牛は全国的なブランドとして注目されていますが、飛騨市の畜産行政について目を向けてみたいと思います。

飛騨市の農業生産額の約半分が畜産関係です。令和元年度ですと農業生産額約25億5,000万円のうち、肉牛、仔牛などの畜産物が49.3%。トマト、ほうれん草などの園芸特産物が32.1%。米穀類18%。水産物0.7%となっています。これは令和3年度の数字ですが、和牛の飼育頭数は繁殖雌牛1,089頭、仔牛646頭、肥育牛1,194頭。飛騨市では人口減少が顕著ですが、牛の頭数は微増ですが近年増えています。これら2,900頭ほどの和牛を24戸の畜産農家が支えています。ふるさと納税も好調で、返礼品の約4割が飛騨牛です。

このように数字だけ見ると躍進を続けている畜産ですが、飼料の高騰や堆肥処理問題、産地間競争、獣医師不足など様々な課題も散見されています。

先輩たちが取り組んでこられた飛騨牛のブランドを守るため、飛騨市としてどのように畜産行政を推し進めていかれるのかお尋ねしたいと思います。

1点目に担い手農家の育成と畜産の将来像についてです。飛騨市が合併した当初、平成16年には41戸の畜産農家がありましたが、現在は24戸です。飼育頭数は変わっていませんので、大規模経営の農家が増えたのでしょうか。農家に限らずどの業種でも人手不足や後継者問題が深刻となっています。畜産農家では、そのような問題はないのでしょうか。今や世界に通用するブランドになっている飛騨牛のブランドを守るため、飛騨市としては今後どのように畜産支援を行っていくのでしょうか。お尋ねしたいと思います。

2点目に耕畜連携についてです。牛の飼料は外国産が多く、現在、コロナ禍による市場相場や海上輸送運賃の上昇などにより値が高騰しています。それだけではなく納期までに入らない危機感も生まれています。牛の餌はどうするのでしょうか。

国では、穀物需要の圧迫や気候変動を踏まえ、輸入飼料に過度に依存した畜産から国産飼料に立脚した畜産への転換を図るため、現在約76%ある草等の粗飼料自給率を令和12年度には、目標値100%としています。粗飼料作物のうち稲WCSは、稲の穂と茎葉をまるごと刈り取ってロール状に成型したものをフィルムでラッピングして乳酸発酵させた牛の飼料です。荒廃農地が増える中、稲WCSを作付し、収穫したものを牛の飼料とし、牛の排泄物は吉城コンポで堆肥化されたのち農地に還元し、循環型の畜産行政を行ってはいかがでしょうか。耕畜連携についてお尋ねします。

3点目は獣医師確保についてです。飛騨市の獣医師は市職員が3名、開業医が1名ですが、本年度末に市職員獣医師1名が退職予定です。

和牛のほかに乳牛や地鶏の管理も含め、365日どこかで治療にあたっています。そもそも獣医師は全国で17校しかない大学でのみ資格を取得し、大半が私立大学で、学費も高額です。卒業後の新規獣医師の約6割が小動物の動物病院に関わり、市町村獣医師は4%という貴重な存在です。全国的に獣医師が不足しており、国や県も募集している現況の中、市町村獣医師を確保するには現職獣医師のツテを頼っての求人頼らざるを得ません。

市民病院も医師不足で悩んでいますので様々な施策を行っていますが、獣医師確保についてどのように考えておみえでしょうか。

4点目には指定管理施設の方向性についてお尋ねします。畜産関連の指定管理施設は、飛騨河合飛騨牛繁殖センター、万波牧場、森茂牧場があります。これらの施設は全て指定管理料が発生しておらず、自主営業により収入を得て経営されています。

中でも飛騨河合飛騨牛繁殖センターは、平成20年度に完成し、市内肥育農家5戸に肥育素牛を供給する繁殖施設として稼働しています。先般、見学に行ってきましたが、施設内は臭いもほとんどなく、生まれたての仔牛は母牛と同じ場所で数日間おり、その後、仔牛は哺育牛舎とよばれる飼育舎に移り職員からミルクをもらい大きくなっていきます。繁殖センターでは、ここからさらに生後9ヵ月まで育てられ、仔牛市場には出荷されることなく、市内の肥育農家5戸に販売されることで採算をとって経営されていると聞いております。

指定管理を受け3期目13年が経過していますが、現在の経営状況はどうか、建設目的はどのようなもので、その目的は達成されているのか。また、市の進める畜産振興事業である増頭対策や粗飼料需給率の向上、担い手育成にどのような役割を果たしているのか、併せて今後の方向性についてどのように考えているのか畜産行政について以上、お尋ねいたします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔農林部長 野村久徳 登壇〕

□農林部長（野村久徳）

最初に、担い手農家の育成と畜産の将来像についてお答えいたします。平成16年の市町村合併時、飛騨市内には41戸の畜産農家、956頭の繁殖雌牛が飼養されており、10頭未満の飼育農家は23戸と全体の56%を占めていました。

これらの小規模農家の大多数が高齢により廃業し、比較的規模の大きな農家がこれを吸収し大規模化されてきました。畜産農家の経営の規模拡大と法人化が進む中、経営者は40代から50

代が中心となり、後継者も育ってきている状況にあります。他方で従業員確保をはじめとする人手不足が深刻な問題となっています。

このため、担い手、人手不足及び新規就農者対策として、令和元年度に本市、JA飛騨、JA全農との共同出資により、飛騨牛繁殖研修センターを設立しました。この研修施設で畜産農家の即戦力となる人材を育成し、その人材を飛騨地域に送り出す計画となっています。加えて研修生確保のために県内農業高校や全国就農フェアにてPRをしており、同時に市内畜産農家の従業員募集の支援もしております。

また、畜産業は初期投資額が大きいため、新規独立就農のハードルが高い業種にありますが、令和元年に1名、令和2年に1名と、2年続けて飛騨市内の新規独立就農者が誕生しました。

この新規就農者の支援には、牛舎等の固定資産税相当額の補助、牛舎等建設にかかる借入金の支援を行っております。

また、既存の畜産農家については、贈答支援や牛伝染性リンパ腫淘汰支援、畜産振興活動に対する支援、堆肥利用の推進、家畜診療体制の充実化など、直接的、間接的に畜産振興に向けた各種支援を実施しております。

このように、市では、これから畜産業を志す方、新たに畜産農家になられた方、そして、既存の畜産農家の方と、いずれの段階においても、各種支援策に取り組んでおり、今後も引き続き、その時代、情勢に求められる対策を講じて参ります。

2点目の耕畜連携についてお答えします。稲WCSについては、平成25年度に50アールから試験的な生産に取り組み始めました。このときから、仔牛農家と畜産農家とのマッチングに力を入れ、作付面積を徐々に増やすことで、令和3年度には約43ヘクタールと大きく伸ばしてきました。

また、堆肥についても、稲WCSを使用する畜産農家の堆肥を、WCSを作付けする圃場に散布することで耕畜連携を図ってきました。吉城コンポの堆肥については、大豆、米、薬用唐辛子の圃場や公共牧場への散布を対象に補助事業も行っております。現状において、畜産農家だけでは粗飼料の生産増加は困難であることから、畜産農家へのさらなる地元産WCSの利用促進として、稲WCS未利用農家への試供品提供、購入費用の一部補助を検討しております。

3点目の獣医師確保についてお答えします。市町村合併前の各町村には、古川町1名、河合村・宮川村1名、神岡町1名と3名の獣医師がおり、合併後に市となった後も、これまで3名体制は維持されてきましたが、新たに獣医師を募集し、採用するまでには毎回大きな苦労がありました。

現在も新たな獣医師確保に向けて県内大学の就職フェアへの参加、主要私立大学への求人募集、全国獣医科学学生を対象として、インターンシップ制度の創設、獣医師の随時募集、奨学金返済に係る支援等、様々な取り組みを行ってきております。

議員ご指摘のとおり、国内で獣医科学部を持つ大学は17校しかなく、年間に新たに獣医師となる人数は、おおよそ1,000人程度と非常に少ない状況にあります。このうち市町村へ就職している獣医師はわずか40名で、しかも、そのほとんどは政令指定都市への就職となっています。

一方で、北は北海道から南は沖縄まで全国各地の酪農や和牛の産地でも獣医師を求めていることから、市町村獣医師の確保は極めて厳しく、当市においても、いまだに新規獣医師確保のめど

は立っていない状況です。

市としましては、令和2年度に、飛騨市産業動物獣医療体制確保対策基金を創設し、奨学金返還資金免除制度をつくったところであり、この制度をPRするなど、来年度に向け直接大学に向いての交渉を進めているところです。また、他市を上回るような待遇改善も検討中であり、あらゆる手を尽くしながら獣医師の確保に努めて参ります。

なお、今年度をもって退職予定である獣医師職員1名には再任用で残ってもらえる予定となっておりますので、申し添えておきます。

4点目の指定管理施設の方向性についてお答えします。河合牧場の現在の経営状況ですが、仔牛生産に関しては、約200頭の繁殖雌牛を飼養しており、令和2年度の分娩頭数が168頭、仔牛出荷頭数が154頭と、大変順調に進んでおります。令和3年度は上半期ではありますが、昨年以上の優良な仔牛の生産状況だと聞いております。収支については一部導入牛の原価償却が残っているため、わずかにマイナスにはなっていますが、仔牛の販売価格は1億円を超え、仔牛販売収入の落ち込みはありません。また、現在の仔牛市場単価であれば、仔牛の病気、死亡が多くならない限り、収支が悪くなることはないと思われまます。

この施設は建設当時、飛騨市飼育農家の導入先の半分近くが他県からの導入であったことを踏まえて整備されたもので、一義的には肥育元牛の安定供給が目的です。併せて、飛騨市産飛騨牛の増頭、畜産経営の安定と振興を狙いとしております。このうち、肥育元牛の安定供給については、200頭から生産される仔牛が、仔牛市場より安価に全て飛騨市肥育農家に供給されていることから目的が達成され、これに伴い、肥育農家の経営の安定振興に寄与したものと思われまます。

また、増頭対策については、繁殖雌牛を年間約20頭保有する等の成果が出ており、担い手育成についても、以前まで河合牧場の従業員であった1名の方は独立就農をし、また、1名の方が実家の畜産農家の後継者となっており、今後も飛騨市の若手畜産農家の手本となることを期待しております。

なお、粗飼料自給率の向上については、2年ほど前から地元産稲WC Sの使用から、海外の粗飼料等に切り換えたことから、飼料価格の高騰による経営の影響や、地域としての粗飼料自給率へどのような影響が出るか懸念しております。

この施設は、指定管理者として3期12年目を迎えます。目的の肥育元牛の安定供給、飛騨市産飛騨牛の増頭という目的は達成されており、かつ仔牛生産が順調に進み、経営状況も良くなってきている一方で、当初の組合員の多くが脱退しており、公共性が低下していることをかんがみると、将来は施設を民間の生産者に譲渡していくことも考えていくべき時期に来ているととらえております。いずれにしても、生産者のご意見を丁寧に聞きつつ、本市の畜産振興にとって何が最適かを様々な政策を俯瞰して、方向性を検討して参ります。

〔農林部長 野村久徳 着席〕

○7番（住田清美）

これから年末に向けて、ふるさと納税も好調に入ってくると思われまます。それにしただがって、返礼品の多くを占めている飛騨牛の価値も大分高まってくると思われまます、その元となるやっぱり畜産行政について、今ほどご丁寧な答弁をいただきました。

後継者不足につきましては、新規独立した方が2名いらっしゃるというようなことも聞きまし

て、大変いいことかなと思いますし、午前中、谷口議員のキャトルステーションの話の中にもありましたが、研修生さんも毎年1人ずつくらいは増えていっているということで、良い意味でいいのかなと思います。

今ほど申し上げましたけれど、トマトやほうれん草も初期投資が必要ですけど、畜産は、新規就農するには桁違いなお金もかかると思います。ですので、様々な支援も行っていってやるようですけど、このキャトルステーションにおける研修生の方がしっかり飛騨市に残っていただけるような取り組みといたしますか、意識づけといたしますか、その研修生の方にとって必ずしもここでということではないのかもしれないですが、できるだけ飛騨市に残っていただいて、担い手になっていただけるように、キャトルステーションにおける研修生の皆さんについて、どのように指導されているのか、お聞きしたいと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

キャトルステーションにつきましては、本市、JA飛騨、それからJA全農岐阜ということで出資して、飛騨地域内のそういった担い手を育成するという目的も1つあるわけでございまして、もちろん本市にございますので、できる限り本市の担い手不足を解消すべく、本市の畜産農家のほうに、もちろん本人の希望が、まず、第一優先になるわけですが、そのようにお話も進めたり、マッチングを進めていきたいと思います。

また、現在の研修生の方がおられますが、飛騨市内に畜産農家でご親戚の方もいるようでございますので、そういったことも含めて、上手く地元の後継者になるように市としても努めて参りたいと思います。

○7番（住田清美）

獣医師の確保についてもご答弁はいただきまして、やっぱり獣医師がいなくては、目標である増頭牛ができないと思うんです。幸い、再任用で残ってくださるということもありますけれど、今の獣医師さんは獣医師でありながら行政のほうも携わってくださっていますので、畜産行政について両方の面からしっかりとした立場にあると思いますので、こういった獣医師を育てていただければと思っています。

それで、市民病院は人間相手の市民病院、医師不足の中ですが、奨学金の返済免除とかもありますし、待遇としては研修医住宅、医師住宅というのを市民病院さんはやってみえますけれど、飛騨市の獣医師の対策として、やはりこれだけ少ない獣医師をいかに飛騨市に引っ張ってくるかというところは、何かちょっと目玉的なものがないと、なかなかきらっと光るもので、皆さん耳や目を傾けてくださらないのかなと思いますので、何かもうちょっと大きなメリットのある、例えば今の住宅ではないですけど、獣医師住宅のような提供をすとか、もう少し待遇改善について前向きな方向に、もう少しもって行って、獣医師さんができるだけ確保できるような方策については、どのようにお考えでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

議員ご指摘のとおり、これから獣医師の処遇改善も含めて検討を進めているところでございます。既存の制度の中で先ほど答弁で申し上げた奨学金の返還資金免除でございますけれども、本市の場合は、例えば、本市以外、他の都道府県も含めて、そちらのほうの出身で獣医師になられて、本市にこられた場合も対象にするというのは1つの特徴であるかと思えます。これに限らず今の給与等、手当等の処遇も含めて検討を進めて参りたいと思えます。

○7番（住田清美）

獣医師に飛騨市出身の方をということは、なかなか難しいと思えます。先ほども、1年間で1,000人しか獣医師さんが誕生されないという中で、本当に4%しか市町村のところに来る方はみえない、全国から飛騨市に縁あって来てくださるということですので、やっぱり、待遇改善、住宅事情のことも含めて、今後、獣医師さんがどれだけでも来やすいような環境をつくっていただければと思っています。

それから、耕畜連携につきましても、稲WCSの作付面積も令和3年度は43ヘクタールあるということなんですけれど、かたや農林部長の答弁をいただきましたが、同じ農の中でも荒廃農地が進んでいる。なかなか田んぼをやってくれる人がいないというような状況の中で、稲をつくることも大事かもしれませんが、このような耕畜連携の中で、稲のWCSを増やしていくような方向性についても、部内、課内の中で協議はされておられますか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

ご指摘のとおりですが、耕畜連携は積極的に進めておりまして、特に河合町とかそういったところでは、地権者の方や地域の方のお話も伺いながらWCSの生産を積極的に進めてきたところです。

一方で、粗飼料の自給率も河合牧場でそういった補助事業目的も含めて設置したわけでございますので、先日も農業委員のある方から畜産農家側、河合の牧場も含めて積極的に使っていただいて、それで農地を良法に守って欲しいというようなお話もありましたので、そこは積極的にマッチングですとか施策を講じて参りたいと思っています。

また、来年度予算につきましては、耕畜連携についてはWCSに、さらに加えて、例えば、谷あいの条件不利なところで放牧ができないかということの実証も含めて、現在、検討しているところでございます。

○7番（住田清美）

ぜひ、耕畜連携について進めていただきまして、農業循環型の畜産ができると一番理想だと思いますので、SDGsな畜産になるように、ぜひ、進めていただきたいと思えますし、河合牧場の話ですけど、先にお邪魔したときに、やっぱり飼料とか、草を輸入に頼って見えまして、これが高くなるのはいいんだけど、この先入って来なくなるかもしれないというような心配をされておられましたので、しっかり国内自給率100%を目指して、河合牧場のほうでも、国産のものを使っただけのようなかたちにするのが理想かなと思っております。

その河合牧場ですが、今伺いますと初期の目的は達成されているということで、肥育元牛

の安定経営。それから、飛騨市産の飛騨牛を生産するというようなことについては、今、母牛も200頭ほどいますし、仔牛も150頭以上出荷できるということで、生産的にはしっかりできているのかなと思っています。

今後のことについては、また、組合員の方とお話ということですが、私も細かい深いところまで入っておりませんが、しっかりと指定管理施設の目的に沿った施設であること、そしてまた、指定管理制度も、ある程度の採算的なものが見込まれるのなら、それは譲渡するというような市の方向性も踏まえて、今後は年度的なものについては、何年度、次の更新までにとか、そういうことまでに結論をとというような方向性はあるのでしょうか、しばらく時間をかけて検討するのでしょうか。そのへんの年度的なことはいかがでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

この施設につきましては、答弁させていただいたとおり地元の肥育農家に安定的に良質な仔牛を供給する。それから、粗飼料の地域内での自給率を上げていく。さらに、初期投資が最初はかかりますので、公設で行い民間に指定管理をお願いしているという状況でございます。

答弁の中で申し上げましたとおり、今は何よりも生産者、河合牧場側、生産者、それから自営であったり、あるいは地元のご協力、それから職員、あるいは民間も含めた獣医師の様々な努力によって、現在があるということでございます。

こうして、だんだん経営の状況もある程度、安定的になってきましたので、現在3期12年目ということになります。今は3期目の2年目ということになりますので、通常でいけば令和6年度で今の指定管理はとりあえず一区切りということになりますので、その間に市役所の中様々、行革担当であったり、指定管理の担当であったり、もちろん農林部も積極的に、何が最適なのか。生産者にとっても、地域にとっても何が最適なのかを考えて検討して参りたいというふうに思っております。

○7番（住田清美）

いずれにいたしましても、飛騨市の農業の基幹産業であります畜産につきまして、様々な施策、また見直しを持っていただきまして、ここまでブランド化した飛騨牛でございますので、しっかりとその生産について、援助、助言をしていただきまして、ぜひ、来年の和牛共進会には、飛騨市から立派な牛が出場してくれて、市民と一緒に応援したいと思っております。畜産については以上でございますので、次の質問に移らせていただきます。

次は中学校部活動の方向性についてお尋ねしたいと思います。「この子たちが中学校に上がるころには部活がなくなるかもしれん。」小学生をお持ちの親さんからこんなショッキングな言葉を耳にしました。中学校の部活動は部員数の減少や合同部活動の実施等、課題がある中で、子どもたちの大切な生活の一部でもあります。今後どうなってしまうのか心配になり質問させていただきます。

国では学校における働き方改革推進本部で教育委員会や学校現場からの見直し要望などについて議論を行っています。中でも部活動に関しては、生徒にとって望ましい部活動の環境の構築と学校の働き方改革も考慮したさらなる部活動改革の推進を目指し、その第1歩として「令和5

年度以降、休日の部活動を段階的に地域へ移行」を進めていく方向性を示しました。

具体的には、教職員が休日に部活動に携わる必要がない環境を構築することや、休日における地域のスポーツ、文化活動を実施、継続できる環境を整備することなどを示しています。

それでは、今後、中学校の部活動はどのように変化していくのでしょうか。休日は地域に移行とされていますが、その受け皿となる団体や組織はあるのでしょうか。日々頑張っている子どもたちの努力が無駄にならないように、やりたい運動種目や文科系の活動に取り組み、継続して取り組めるような部活動の方向性をお示してください。

1点目に部活動の現状と課題についてです。部活動は生徒の自主性、自発的な参加により行われるものであり、学校教育の一環として、学習指導要領に位置付けられた活動です。スポーツ系、文化系問わず資質の向上を目指し活動していますが、特に休日は教師の献身的な勤務によって支えられています。そこで、部活動とクラブの位置づけ、外部講師の役割、教師の負担面なども含め、部活動の現状と課題についてお尋ねします。

2点目は、部活動はどのように変わっていくのでしょうか。休日の部活動が地域へ移行するのは令和5年度をめどにされているのでしょうか。令和4年度は先行して一部、スポーツ系、文科系の部活動における地域部活動化の試験実施も行われるようです。地域の受け皿をどのように想定してみえるのでしょうか。休日のみならず、平日の部活動も今後変化していくのでしょうか。年度ごとの計画があるようでしたらお示してください。

3点目は飛騨市スポーツ協会の役割についてです。飛騨市体育協会は、本年度から飛騨市スポーツ協会として名称、組織の見直しを図り、再出発しました。体育協会は支部単位で活動していましたが、スポーツ協会はスポーツ団体が加盟し、協会や連盟といった競技団体が市民大会やスポーツ教室を運営していきます。残念ながらコロナ禍の影響で各種大会が開かれていませんが、終息後の活動に期待するところです。組織改革の中には育成事業として、地域部活動といった中学校部活動を地域で支えるジュニア世代に対する事業強化を図ると明記されています。スポーツ系部活動の受け皿になりうるものだと思いますが、今後、飛騨市スポーツ協会はどのように関わっていくのか、以上3点についてお尋ねいたします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔教育長 沖畑康子 登壇〕

□教育長（沖畑康子）

中学校部活動の方向性についてお答えをいたします。まず、1点目の部活動の現状と課題についてでございます。現在、市内の3中学校での部活動数はスポーツ系が22、文化系が6です。また、かつて生徒は必ず部活動に所属しなければなりませんでした。令和元年より、クラブ所属の生徒は、必ずしも学校部活動に所属しなくてもよいという扱いにしたことから、生徒は市外で活動する硬式野球クラブやサッカークラブ、ダンスやバトミントン等多種多様なクラブに所属しております。

他方で、こうしたスポーツ文化の多様化に加え、生徒数の減少によって、学校部活動は団体種目を中心に部員数の確保が困難となっており、さらに学級数の減少により、教職員数も減少するため、現存の部活動の数を維持することが課題となっています。子供たちの選択肢がどんどん減

っている現状にあります。

さらに、教職員の働き方改革に向けた負担軽減の必要もあります。このため、一部の種目では、合同部活動を実施し、何とか生徒がやりたい種目を続けることができるような取り組みを実施しております。

また、1部活、2人顧問制の実施を目指しておりますが、それも困難であるため、副顧問が2部から3部兼務したり、同じ種目で男女がともに活動したりする工夫をしております。これに加え、指導者の確保を図るため、希望する小学校教員の休日の部活動指導。それから、地域から部活動指導員として市会計年度任用職員で雇用を配置し、地域からの外部指導者16名の方も借りて部活動を維持しているところでございます。

2点目の部活動はどのように変わっていくのかのご質問でございますが、先ほど話しました飛騨市の現状と同様の状況が全国的に起きていることから、文部科学省では、持続可能な部活動と働き方改革を踏まえた部活動改革の推進を目指し、その第一歩として、令和2年9月に令和5年度以降、休日の学校部活動を段階的に地域部活動へ移行する方向性を示したところでございます。

これを受けまして、市では令和2年10月より、スポーツ振興課と学校教育課、市中学校体育連盟の代表校長と教職員からなる部活動コア会議をスタートし、地域部活動会の対応について協議をして参りました。飛騨市中学校部活動の現状把握と課題を洗い出すとともに、部活動が果たしてきました人間形成や活躍できる場の提供などの大切な機能も確認し合い、持続可能な活動のための地域部活動化について熟議を繰り返しました。

そして、地域部活化に向けての飛騨市の考え方を生徒が生涯を通してスポーツ、文化活動に親しむ出会いとなる多様な選択肢のある環境づくりと、生徒と地域の大人が触れ合う地域のコミュニティづくりとしました。休日の部活動を地域移行することは、スポーツ、文化活動を通して生徒が地域の大人と触れ合う場や時間が増えます。これは、まさに飛騨市学園構想が目指しております社会総がかりで未来のつくり手を育てる。みんなで育て、みんなが育つ魅力あるまちづくりに合致するものでございます。生徒は地域の大人から、その種目の知識や技能を習得するだけでなく、多様な大人たちと関わることで、コミュニケーション能力や人間関係形成能力も高めることができると考えております。

さらに、後継者不足が課題である文科系の団体にとりまして、諸活動に生徒が参加することは、後継者を育成することと、その生徒がいずれ指導者となり、次の世代を教えるという持続可能な循環型の活動が行われることと考えております。

こうして、地域部活動化の実施が地域の人、もの、ことを結びつけて、地域の活性化にも繋がるという地域に必要な活動になっていくと考えております。地域部活動化の最も大きな課題は、議員がおっしゃるとおり、受け皿である組織と指導者の確保でございます。受け皿は市内のスポーツ協会や文化協会、総合型地域スポーツクラブ等、各種団体を想定しています。これまで、スポーツ関係者や団体に対して、順次ご説明し、現指導者の有無や、新たな人材育成発掘も含めて情報交流を行ってきておりますが、今後も関係者への説明を継続し、ご理解とご協力をお願いし、体制を整えて参りたいと考えております。

今後の予定としましては、まず、年が開けたところで、地域部活動化の意義、目指す生徒像や地域像、今後のプロセス等について、保護者、教職員部活動育成会への丁寧な説明を実施いたし

まします。令和4年度には一部スポーツ系、文科系の休日部活動を地域部活動化するという試行を行うとともに、地域部活動化検討委員会を設置し、検討準備を進めます。令和5年度以降、準備の整ったところから順次、段階的に種目を増やしていく予定です。

なお、平日の地域部活動化は活動時間や指導者確保等の課題があり、さらに検討を要するところ です。

令和4年度には、学校間の移動手段や日課を工夫して、平日の1日を古川、神岡の中学校のどちらかで、合同練習、合同活動をする拠点校活動の実証実験を一部の部活動で実施する予定でございます。以上の取り組みを通して、休日部活動の地域部活動化と平日の拠点校活動を実施する種目を順次かつ拡大し、令和8年度に地域部活動化の休日、平日、完全実施ができることをめどに進めて参ります。

〔教育長 沖畑康子 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔教育委員会事務局長 野村賢一 登壇〕

□教育委員会事務局長（野村賢一）

それでは、飛騨市スポーツ協会の役割についてお答えさせていただきます。議員ご発言のとおり、今年度、組織改編を行った飛騨市スポーツ協会の組織目標の中には、地域部活動を積極的に支援していただける内容が盛り込まれており、実際に市教育委員会と連携しながらスポーツ系部活動を地域で支える組織づくりの検討を行っていただいているところです。

11月19日には、市スポーツ協会の加盟団体である市スポーツ少年団本部企画の研修会「飛騨市の子供たちのスポーツを考えるこれからの部活動」が開催されました。飛騨教育事務所による国、県の地域部活動化の動向報告とともに、市教育委員会より、飛騨市の部活動の現状と課題、地域部活動化への取り組み状況を説明いたしました。多くのスポーツ少年団関係者とともに、スポーツ協会の会長をはじめ、役員が参加し、地域部活動のためにスポーツ協会をはじめ、関係団体が連携し、情報共有することと、自分たちは何ができるのか考えていく必要があるという雰囲気になったと伺っております。

また、明日のスポーツ協会理事会においても、地域部活動化についての意見交流が行われるとのこと です。地域部活動化の推進においては、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団等が担っているケースが見受けられますが、当市においてはスポーツ少年団も加盟し、組織力の強化を図られた飛騨市スポーツ協会にゆだねるのが最適ではないかと思っております。

〔教育委員会事務局長 野村賢一 着席〕

○7番（住田清美）

今まさに学校の部活動が大きな転換期に入ろうとしているのかなというような感覚を受けたところでございます。

そして、また、子供の減少数に従いまして、1つの学校の中で団体の部活動が成り立たないという現状も知ることができました。昨日、市長も子育てについてトライの中で語ってみえましたが、去年、今年生まれる子供たちは、コロナ禍の影響もあるんですが、飛騨市で100人にも満たないという中で、それが地区別によると、本当に数十名になってしまう。古川でも50人から6

0人というような中になってしまう。その中の半分が男子、女子と換算しますと、サッカー部、野球部、バスケット部みたいなこういうものが、1つの学校の中で、男子とか女子で分けられると成り立たない時代になってきているのかなというのを改めて感じさせていただきました。

それで、合同部活ということで、古川中学校、神岡中学校で実施するというようなことだったんですが、現在も合同部活というのは実際に行われているんでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育長（沖畑康子）

サッカー部とソフトボール部につきましては、神岡中学校のほうで1チームがつかれないという状況でございます。

そこで、休日につきましては、子供たちが一緒になって活動しております。ただ、平日においては、それぞれのところで個別の練習をしているという現状がございます。できれば平日も、もう少し一緒にできないかなという声が上がっているところです。そのほかに、野球部、バレーボール部、バトミントン部については、高山市の北稜中学校と合同にチームを組んだりペアを組んだりしているところもございます。

○7番（住田清美）

子供たちがやりたい種目を続けるためには、学校単位というところから、大きな枠組みに変換していかなければいけないのかなと思っておりますが、今後、来年度、平日の一部も神岡、古川で部活動を合同して行うということで、現在も休日はやられているということなんですが、その移動手段につきましては、保護者の負担になっていないのか。部活専用のバスのようなものが、古川～神岡間で運行していただけるのか、今後も含めいかがでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育長（沖畑康子）

現在につきましては、必要であるならば、スクールバスを活用したりして、そのことをやりますということをお話してあるんですが、なかなか時間的な制約があって、それよりも、ご自身で動くほうがいいというお話で、現在、休日の場合は保護者が送迎をされております。市としましては、今年からでもやる予定はしておりました。今後でございますけれども、平日においてはバスをきちっと動かして、1便で往復をするということに予定をしているところです。

○7番（住田清美）

当面は休日を地域の方に受け皿となってもらって、休日の部活は地域でということなんですけれども、先ほど、メリットとしては大人と触れ合えるコミュニティーの基本になるものだとしたことでしたけれど、生徒の立場に立ってみると、平日は先生に部活を指導してもらい、休日は地域の方に部活を指導してもらうかたちになるんですが、この指導方法の統一化とか、生徒がそのことをしっかり受けとめられるのかというのが、少し心配するところがあるんですが、このへんの移行についてはどのようにお考えでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育長（沖畑康子）

現在あります部活につきましては、当然、平日も行われますので、そのギャップは起きないように考えていかなければいけないと思っております。

ですから、今、始めようとしているところは、現在、すでに休日には地域の方が指導者となって指導に入っているような部活から始めていくということで、つまり、現在のかたちをもう少し発展させていこうと思っておりますが、今後につきましては、指導者がきちんと決まってくるような段階において、学校のほうときちんと話をして共通理解を進めて参ります。

また、休日だけの活動も出てくるかと思いますが、このことにつきましても、当然、学校の子供たちの指導という考え方として、そういうルール等も全体につくっていかなくてはならないというふうに考えております。

○7番（住田清美）

当面は休日を地域にお任せということですが、将来的には、令和8年度をめどに休日も平日も地域部活動化というような言葉も出て参りました。受け皿となるところが、今の飛騨市スポーツ協会、あるいは文化協会、様々な受け皿はあると思うんですが、この受け皿となられた指導者の皆様の処遇、待遇、責任問題、事故があったとき、休日に試合に連れて行く時の体制であるとか、そういったものについては、まだ具体的には決まっていますか、これから考えていかれますか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育長（沖畑康子）

詳細についてはこれから詰めていくところでございます。

○7番（住田清美）

特にスポーツ系の部活動に関しまして、中体連というのがありますね。中学校体育連盟が主催する、いわゆる市大会があって、地区大会があって、県大会があって、東海大会があって、全国まで行くような大会もあるんですけど、これについても、今度、地域へ下した場合には、学校単位ではなくて、その活動自体になるのか、そのへんの大会の持っていく方とか、そういうことについても、まだ詳細は決まっていますか、今後決まっていくところなんでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育長（沖畑康子）

先ほど議員もおっしゃられました学校の働き方改革を踏まえた部活動の改革についてという文科省からの中にもございますけれども、各種大会についても整理精選をしていくという方向が出されております。それは、国とか県が関与してそういうことを要請しながら各種団体に働きかけていくということでございますし、学校以外のチームも参加できるような弾力的な取り扱いの検討を要請していくということが出ておりますので、そういった方向で全国的に進められていくのではないかと考えております。

○7番（住田清美）

私たちが中学校だったのは、もう半世紀ほど前ですし、また、自分たちの子供たちでも何十年も前ですから、そのときは、やっぱり中学校に入ったら部活をやるという概念でしたけど、今言

われたように合同部活動、それから部活動とクラブというものがあって、どっちかに入ればいいということで、それぞれの選択肢が増えたということもいいことだと思います。

今後、地域に受け皿がしっかり整っていれば、言われたように生涯を通して、種目であり、文化系の部活動であり、それがのびていく。それから、地域の人達とのコミュニケーションも増えていくということで、とてもメリットはいいと思うんですけど、これからしっかりと精査して、年度ごとにしっかりと移行できるようにされていくというところですので、子供にとって負担にならないようなこともお願いしたい。父兄にとっても、しっかりと、どうやって見極めていくのかということの元にもなっていければいいと思います。

ちょうどこの時間、古川中学校では半日入学が行われていると思います。6年生の子供たちが中学校へ行って、中学校のお兄さんたちにいろいろな勉強のこともそうですが、部活は何をやるのかなど、多分わくわくドキドキで、今、半日入学を迎えていると思います。

この子供たちの理想とする部活動のあり方、それから今後、地域部活動として変わっていくであろう部活動の方向性については、しっかりと子供の目線に立って、しっかりと、今後、検討していただきまして、子供たちのさらなる夢の飛躍に向けて、教育委員会として先導していただきたいと思っております。以上で一般質問を終了させていただきます。

〔7番 住田清美 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で、7番、住田議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（澤史朗）

ここで暫時休憩といたします。再開を午後2時55分といたします。

（ 休憩 午後2時48分 再開 午後2時55分 ）

◆再開

◎議長（澤史朗）

休憩を解き、会議を再開いたします。11番、籠山議員。

〔11番 籠山恵美子 登壇〕

○11番（籠山恵美子）

議長のお許しをいただきましたので、早速、質問に入らせていただきます。

まず1つ目、年末に向けた市民の暮らしと営業の支援を飛騨市に求めて質問いたします。コロナ禍が長期化しています。暮らしと営業を守る取り組みが年末に向けてますます求められています。国のコロナ対策と各種給付金制度は極めて不十分です。こうしたもとの、各自治体では、独自の支援制度の創設や拡充に踏み出しています。お隣の高山市も30日から始まっている定例会に、燃料費助成事業の補正予算案を上程したということでありました。さて、飛騨市の取り組みはどうでしょうか。改めて伺いたいと思います。

まず1つ目、飛騨市の年末の福祉施策はどのようなものか伺います。総務省は地方公共団体が

原油価格の影響を受けている生活者や事業者を支援するために行う原油高騰対策に対し特別交付金を講じるとしました。その措置率は2分の1です。飛騨市はどの範囲まで、どれほどの支援を考えているか、まず伺います。

2つ目に、コロナ禍で外食産業、あるいは学校給食への需要が激減し、この2年米価が下落しています。全国的には一俵あたり平均2,000円の下落、関東、東北では3,000円以上の下落、岐阜県産の「あさひの夢」という銘柄は一俵7,500円に下落したそうです。そのため各自治体では独自補助を実施しています。飛騨市はどのように対応しますか。

3つ目に、国民健康保険料の子供の均等割軽減、飛騨市はどう取り組みますか。このことについて市の考えを伺います。市民生活の負担軽減策の1つとして、国民健康保険料の子供の均等割の軽減を実現していただきたいと思います。国民健康保険料の未就学児の均等割を5割軽減する国の制度が来年2022年4月から始まります。これは子育て支援に逆行していると、国民健康保険料にだけある子供の均等割の軽減、撤廃を求めて要望活動や要望を続けてきた全国の市民運動と、関係団体の方々の成果です。飛騨市としても、コロナ禍の対策を見据えて、国に先駆け軽減策をとっていただきたいと思います。市の考えを伺いたいと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

年末の福祉施策についてということで、お尋ねがございました。私は1点目の灯油価格の件につきましてご答弁申し上げます。今回の原油価格の高騰でありますけれども、寒冷地である本市の各世帯、暖房の灯油代の負担が殊更に増すということが予想されるわけがございますし、特に低所得世帯では、この冬の家計に与える影響が大きいというふうに判断をしております。

そこで、市独自に低所得者世帯への灯油購入の支援策を講じることといたしまして、今議会に予算の追加上程をさせていただきたいと考えております。支援の内容でございますが、住民税非課税世帯に対して、市内灯油販売業者で使える灯油購入券を1万円分交付しようというものでございます。

この背景となる灯油価格の状況でありますけれども、現在の県内平均灯油価格は1リットル当たり106円となっております。過去10年間の冬季の灯油平均価格と比較いたしますと、1リットル当たり約12円高い。昨シーズンの平均価格と比較して24円ほど高いということで、1.3倍相当ということになります。

これに対しまして総務省の家計調査で家計支出額を見ますと、類似の寒冷地の昨シーズンの灯油、冬季の灯油購入支出額が約3万円となっております。これに、今年の灯油の価格上昇率1.3倍ということをつけると、この冬の灯油購入支出額は平均で約4万円になるというふうに見込まれます。

したがって、その差し引き1万円分が灯油価格の上昇分の負担増というふうに見込まれるわけでありまして、これを踏まえまして、1万円であれば低所得者世帯でも、平年並みの暖房費負担で暮らせるのではないかと判断をいたしまして、交付額を1万円というふうに算定したところでございます。

対象世帯でありますけれども、平成19年度と20年度にも、ぬくもり灯油券として同様の施策を講じた実績がございます。このときは、非課税世帯の中でも高齢者や障がい者、母子世帯等に絞っての施策であったわけではありますが、今回はコロナ禍でもあり、非課税世帯全体の約2,000世帯への支援を行う予定というふうにいたしたいと思っております。

ただ、これは市税の課税情報を使う上での制限がございますので、本人の申請による必要が出てきます。

したがいまして、年内に議会のほうで予算をお認めいただいた後になりますが、年内に申請書を配布いたしまして、申請書を返送いただいた方から順次、灯油券を送付して参るという方法で取り組んでいきたいと考えているところでございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔農林部長 野村久徳 登壇〕

□農林部長（野村久徳）

2点目のコロナ禍での米価下落への独自補助についてお答えいたします。かねてから米の消費が減少が続いている状況に加え、議員ご指摘のとおり新型コロナウイルスの影響により、外食産業が冷え込み、米あまりに拍車がかかり、JA全農による令和3年産の米の概算金が減額となっております。JA飛騨では、飛騨コシヒカリが昨年と比べ1,900円の減となり1万2,100円。ひとめぼれは2,600円の減で8,800円。高山もちは昨年と同額の1万5,100円となっております。また、議員ご指摘のあさひの夢は、その他うるち米として3,200円減の7,500円となりました。

JA飛騨の概算金が、生産者がJAに米を供出した際に支払われるもので、JA全農岐阜が全国における市場の情勢を考慮し、決定するものです。

市では全国のJAにおいて、概算金が減少傾向にあることを9月1日の新型コロナウイルス対策本部会議の際に把握したところであり、9月10日のJA全農岐阜での概算金の決定を受け、早速、JA飛騨と協議を行いました。

その後、飛騨地域3市1村とJA飛騨により対策を検討して参りました。当初は生産者の損失補填を検討しましたが、岐阜県農業共済組合による収入保険や、飛騨地域農業再生協議会で行っております経営所得安定対策により、米の価格が下落した際に減額となった収入のおよそ9割程度が補填される制度がすでにありますので、生産者の損失補填はこれらの制度で対応できることを確認しました。

一方で、こうした制度の保険金等が支払われるまでに時間がかかりますので、その間のつなぎ融資に対する利子補給について、3市1村で足並みをそろえて対応することとしました。こうした取り組みに加え、JA飛騨では、令和4年の水稻生産における肥料や苗代などを助成する取り組みや、岐阜県では県内の米販売事業者が行う増量販売への支援など、県産米の需要拡大に向けた支援策を実施しております。

〔農林部長 野村久徳 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔市民福祉部長 藤井弘史 登壇〕

□市民福祉部長（藤井弘史）

それでは、3点目の国民健康保険の未就学児均等割軽減に係る飛騨市の取り組みについてお答えをいたします。ご質問をいただきました、国民健康保険料の未就学児に係る均等割の5割軽減につきましては、国の制度改正により、子育て世帯の経済的負担を緩和する目的として、令和4年4月1日より実施予定であります。

その内容といたしましては、全世帯の未就学児が対象となり、所得制限はありません。財源につきましては、国2分の1、県と市町村が、それぞれ4分の1ずつを負担いたします。国に先駆けて、この軽減策の実施をというご提案をいただきましたが、あくまでも国保加入者のみに対する制度であり、その対象者は市全体児童の1割程度であります。このため、市独自に軽減策を講じることは、市民の不公平感に繋がることを予想され、さらに市民全体に波及する制度ではないことから、市の単独事業としての実施は考えておりません。

したがって、飛騨市では国の仕組みに合わせて、施行日を令和4年4月1日とし、令和4年度分の国民健康保険料から適用させたいと考えています。なお、国の制度改正に伴う国民健康保険条例の改正につきましては、令和4年3月議会に上程予定です。

〔市民福祉部長 藤井弘史 着席〕

○11番（籠山恵美子）

それでは、1つ目から、もう少し伺いたいと思います。飛騨市も何とか補正予算で取り組んでくださるといことで、市民の方は喜ばれると思います。

ただ、これは生活困窮者だけではなくて、この制度は、もう少し幅広い制度でして、それに国が特別交付金で2分の1措置するというものですから、例えば、生活困窮者に対する灯油購入費の助成だけではなくて、社会福祉施設、養護老人ホームとか、障がい者施設、あるいは保育所などに対する暖房費の高騰分の助成。また、公衆浴場に対する燃料費高騰分の助成。指定管理施設の温泉施設が公衆浴場に該当するのかわかりませんが、それから事業者に対する燃料高騰分の助成、こういうものにも、要するに生活困窮者だけではなくて、困っている事業者を支援するために対策を講じた場合も特別交付税を講じるというふうに総務省が言っております。

そうしますと、もう少し市としても市の様子を丁寧に調べて、聞き取っていただいて、もう少し支援する対象の幅を広げることもできるのではないかと思います。今、答弁されたのですと基本的には非課税世帯の2,000世帯ということですか。個人生活への支援という感じがしますけれども、事業者への支援ということは考えておられますか。おられませんか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

特別交付税の中のお話されたんですが、まだ詳細は我々のところには来ておりませんので、おっしゃったような中身の詳細は承知をしております。

したがって、今後もし、そうした特別交付税での措置をする対象、先ほど、2分の1とおっしゃ

やいましたけど、2分の1という話も我々のところには届いていないので、詳細がわかれば、それに合わせて最終的にさかのぼった格好で措置をしてというふうに恐らくなると思うんですけども、いずれにいたしましても、今回の灯油券のほうについては、特別交付税の財源措置があるでしょうけれども、それにかかわらず、市として今回、実施をするという考え方でおりますので、その後どう幅を広げるかについては、また国等の支援策の中身をよく検討して、時期も含めて決めていきたいというふうに思います。

○11番（籠山恵美子）

なるべく、年末に向けて、本当に市民の方々は困っておられますので、とにかく丁寧な調査、聞き取りをしていただいて、なるべく多くの方に年末、少しでも安心して年を越していただけるように、市のご配慮を強くお願いしたいと思います。

それから、2番目の米価の下落についてですけれども、共済組合、それから、経営安定のためのそういうものがあって、9割ほど損失分を補填してくださるということで、何よりだと思えますけれども、おりてくるのが遅いという問題ですよね。やはり、待てないという、いろいろな年末の状況もあると思います。

それで、例えば、全国的には、やはりそういう事情もあるんでしょう。市が独自に米価の下落分の補填をしているという自治体が増えています。

例えば、仙台市ですと生産者に10アール当たり4,000円を支給します。それから一番多いのは岡山県です。もうすでに8自治体が9月議会や10月の臨時会で補正を組みまして、独自補正をすでに行っています。やはり、10アール当たり4,000円の支給とか、1俵当たり1,300円。1俵当たり最大2,000円。10アール当たり8,500円という村もありました。新庄村というところで10アール当たり2,000円。西栗倉村というのは10アール当たり8,500円の支給です。このように、すでに下落に対する支援が実現しています。こういうことも、どこでも同じように保険制度はあると思いますが、それを待たずに行政として先に手当をしているという事例もありますので、飛騨市も十分にこういうやり方も検討していただきたいと思えます。

これの財源は地方創生臨時交付金だそうです。全てそれで賄っているということです。それから県の支出金が出ているということもありました。こういうことから言うと、少しでも米づくり農家、米づくりだけではないですけれども、農家の方々は今本当に大変な状況です。この間、全員協議会に提出された資料を見ましても、ハウスの暖房費とか、肥料の話も先ほど質問にありましたけれども、こういうのとかありますけど、販売価格に反映できないため収入に直接影響しているという報告がありますよね。

私も夏はトマト農家、冬はしいたけ栽培をしている農家2軒の方にお話聞きました。本当に今、灯油は大変だそうです。ハウスを温めなければならない。また、しいたけの価格が安くて本当に商売にならない、苦しいと嘆いておられました。そういう方々が割とトマト農家の方、冬はしいたけ農家に出稼ぎに行っているか、自分のハウスでやっているという農家も結構おられます。そういう方々の大変さも、ぜひ聞き取っていただいて、早めの年越しのための手当をしていただきたいなと思います。このへんはどうでしょうか。そういう財源は都合できるんでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

先ほど、農林部長の答弁で申し上げましたけども、結構、我々この問題は早く気がついていまして、9月の頭には米価の下落がかなり大きいと把握していたものですから、これも先ほど答弁がありましたけども、今おっしゃるように地方創生臨時交付金はコロナ対策に使えるので、これでの補填をとということで検討を始めたんですが、収入保険に入っている方が多いものですから、ほとんどが9割補填されるということでしたので、やはり、これは別途にやる必要はなかろうということと、それから、やっぱりJA飛騨中心に動きますから、3市1村足並みをそろえて対応するということもありましたので、3市1村の関係課で集まってもらって、方針を決めて、今のようなかたちで、繋ぎの部分の融資の利子補給をやろうということ、これはJAさんも一緒に方針を決めさせてもらったということです。

なので、おっしゃるようなことも検討した上で、こういう対応をとらせてもらったということでご理解をいただきたいなと思います。

それから、ほかの野菜のハウス農家さんとかの燃料費の高騰の部分も、おっしゃるとおり大きな問題です。これは農家だけにとどまらず、例えば、旅館ホテルやいろいろな製造業のメーカーもそうです。それから、原材料価格全体が非常に高騰しておりますので、今年、コロナ禍の経済が動きかけたところの原料逼迫によるもの高騰の影響はかなり強く出ると思うものですから、先ほど申し上げませんでしたけども、追加上程をさせていただき今度の予算の中で市内事業者向けの融資制度を新たに創設いたしまして、融資実行日から3年間の利子と信用保証料全額補給するという措置を合わせて上程をさせていただきたいと思っております、こうしたつなぎ融資の部分を手を使っていただくということが、まずは対応になるかなというふうに思います。

コロナで融資を借りておられるところが多いので、大変心苦しいわけではありますが、なかなか産業政策として打てる手としては、このあたりになってくるものですから、まずはここで対応したいというふうに考えております。

○11番（籠山恵美子）

ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。幸いなことに地方自治体の後押しをするように、11月4日に全国知事会は国に臨時交付金の地方創生臨時交付金の増額の要望書を出されましたね。しかも、これは地方単独事業分なんだと、地方で自由に使える交付金をくれということで、2兆円。県などに1兆円、市町村1兆円。これを何としてでも予算を組んでくれという要望を強く出されたようで、心強いと思っておりますけれども、また、そういうのも有効に使っていただいて、年を越して、また、暖かい春に安心して生活ができるようお願いしたいと思います。

それから、前に私も何回かやっている国民健康保険料のことなんですけれども、国が決めたことには、ちゃんとそれを導入してやられるということで、それは基本的なことだろうと思います。

ただ、飛騨市の国民健康保険料の加入者は、昨年度、8月の実績ですと4,989人、3,201世帯です。1人当たりの保険料が年間8万8,194円。1世帯にしますと13万8,157円です。

そして、この均等割というのが、1人当たり飛騨市の場合は2万2,400円です。これが、

やはり大きいです。昨日、おぎやあと産まれた赤ちゃんも均等割で1人分取られるわけですから、私はとっても不公平な税金のとり方だなあと思っているんですね。この均等割を国もさすがに半分にしますよという決断をされたんだと思うんです。

これまでも、やっぱり国民健康保険加入者の人数から言うと、1割、全体の市民から言うとほんのわずかなので、そこだけに手厚くというのは不公平になるとずっと言われていることなんですけれども、考えてみますと、全国健康保険協会とか、あと皆さんが入っている公務員の保険ですか。こういうのに均等割というのはいないですよ。均等割なんてあるのは国民健康保険だけなんです。そういうところから、ひとり、ひとり、家族の人数分だけ均等割を取って、国保財政を何とかやとくと。一般会計からは相変わらず入れませんという仕組みになってきているものですから、国民健康保険料を払っている方々の金額は本当に大きいんですよ。1世帯当たり13万8,157円が平均ですけれども、例えば、全国健康保険協会などの社会保険料を払っている家庭の1.5倍から1.67倍ですよ。大きいんです。しかも、全国健康保険協会に入っている保険者の保険料の半分は事業者が持つわけですよ。そうすると、さらにもっと負担が軽くなるんですよ。そういう仕組みがありますから、たまたま自営業だということで、国民健康保険に入っていて、これだけ惨い徴収の仕方は、もう少し改善しなければならないのではないかというのが、私の持論なんですけれども。これを例えば、国が5割と言わずに、さらに引き下げますと言ったら、それには当然、従うんですよ。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

国の制度改正ということであれば、当然それに合わせて対応していきたいと思っておりますが、国民健康保険の問題というのは、本当に難しく、たしかにそういう状況にあることは重々承知しているんですけども、やっぱり、加入者の数が一部であるという事実は厳然としてあって、やはりそういうことになると、所得の水準とか置かれた状況とか全体的に見て、厳しいところに、手を打つ方法をどうするのかということをやったり考えていかなくてはいけないと思っているので、やはり、国民健康保険加入者に対してというようなやり方ではなくて、違うやり方をやらなくてはならないだろうというふうに、基本的な考え方として持っております。

いずれにいたしましても、今の件については国が制度改正をすれば、それに対応していくということでございます。

○11番（籠山恵美子）

一部の人のための手当が不公平になるというなら、国そのものが株を持っているほんの一部の富裕層の方々に、すごい優遇税制をやっているわけですから、何とも痛し痒しだな。やはり、国にまず一番大きな責任ありますけど、この制度が変わらないと、地方でも安心して暮らしていけないというのが私の感想です。これからも、また、ぜひ市民の皆さんの命と暮らしを守っていただくようによろしくお願いします。

2つ目に移ります。2つ目は各振興事務所に独自財源を配分し、地域自治区的な機能を充実させるべきではないかという大きなテーマですけれども、この間に市民の方々、あるいは業者の方々意見交換をした中で、本当につくづく思いましたので、こういうテーマになりますと、住

民自治の機能とか、その仕組みづくりの話で何となく抽象的になりそうですけれども、ここは禅問答にはせずに、市長が具体的に地域自治区というか、振興事務所の将来をどう考え、何が問題なのかを十分に話していただいて、ケーブルテレビで周辺部の方々が見てくださると思いますので、私の質問はそんなに長くないので、答弁を十分にやっていただきたいと思います。

飛騨市議会は10月19日から11月4日まで4グループに分かれ、20箇所の会場で市民との意見交換会をおこないました。たくさんの方の要望、意見を拝聴しました。

そこから見えてきたことは、地域の声や姿があまり本庁に届いていない、あるいは要望の実現に時間がかかるという強いもどかしさでした。

環境の利便の悪さを飲み込んでなお、定住しておられる周辺部の市民の方々は、だからこそ自分たちで何とか地域をよくしたいと常々思い、工夫されています。

ですが、振興事務所としては、いちいち本庁に伺いを立て、決裁を待たなければならず、時間がかかります。

先日、11月26日におこなわれた産業常任委員会と吉城建設業協会との意見交換会でも同様の意見をいただきました。何もかも本庁決裁では仕事はスピードをあげてできないという事業者の方々の本音を聞かせていただきました。

もっと自主性を発揮して地域の存続や発展をはかるために、振興事務所なりに予算化し執行できる独自財源を配分すべきではないでしょうか。

平成の大合併1期目の4年間は、各振興事務所に1億円ほどの自主財源が予算化されていました。2期目は市長が代わり、基本的に予算執行は本庁に一本化し決裁されるようになりました。

その結果、何が変わったでしょうか。名前は振興事務所ですが、実態は単なる支所です。

各地域の住民が納得のいく地域づくりを進めるためには、スピードをあげて実践できるための自主財源を配分して、合併時に議論された地域自治区的な、自主的な地域づくりを推奨することこそ、これからの持続可能な地域づくり、まちづくりが現実となるのではないのでしょうか。

振興事務所をいまこそ、地域自治区としての機能を持たせ、財源を確保し、地域振興の拠点として存続できるように配慮すべきと思いますが、市長の方針と展望をぜひお聞かせいただきたいと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

振興事務所についてのお尋ねでございます。振興事務所なんですが、地域の拠点として不可欠なことは言うまでもないわけでありまして、私が市長に就任したときから一貫して振興事務所は相応の責任と権限を持たせた上で、各種まちづくりの中心となって積極的にそれを展開してもらいたいという考え方を持っておりまして、その点はずっと一貫してきたつもりでございます。その点を踏まえてお答えをしたいと思います。

まず、各振興事務所に対する財源の配分でありますけれども、これまでの経緯を申し上げておきたいというふうに思うんですが、合併後の平成17年度から21年度まで、ハード1億円、ソフト5,000万円の1億5,000万円を地域振興費として予算化していたということでござい

ます。

先ほどおっしゃったように平成22年度にソフト分を本庁予算として集約することに改められた結果、地域振興費はハードのみが1億円というかたちで計上されるという状況が続いていたわけでございます。これは、先ほどの私の方針といいますか、考え方には合わない部分があるものですから、まず、私が編成した最初の本格予算でありました平成29年度の当初予算におきまして、各振興事務所に対するソフト分を復活いたしまして、必要となる経費については、その所要額を直接計上するというかたちに改めました。

また、令和元年の予算からはハード分を1億5,000万円に拡充をいたしまして、地域の実情に応じた予算計上するということを進めてきたわけでございます。

その結果、本年度の当初予算、令和3年度でありますけれども、各振興事務所に配当されました地域振興費はハード分が1億5,000万円、ソフト分が9,400万円の合計2億4,400万円ということで、約2億5,000万円ということですが、措置しているというのが今の状況でございます。

配当された予算の使い方でありまして、事務決裁規程に基づきまして、これは振興事務所長に本庁各部長と同等の決裁権を認めておりますので、本庁にいちいちお伺いを立てるといふかたちにはなっていて、自主性を発揮するための制度が整ってきているということでございます。

市民の方から、おっしゃるような意見がもし出ていけば、このあたりの制度の変更が伝わっていないのではないかと思います。かつての様子のまま理解しておっしゃっているのではないかと思います。

また、職員もかつて、例えば、窓口を担当する職員は市民福祉部にも所属しているかたちになっておりまして、変な話なんですけど、部の懇親会に行きますと、本庁職員じゃなくて振興事務所の職員がずらっといるものですから、違和感を感じまして、一体何で皆さんいるんですかと聞くと、組織が、市民福祉部なら市民福祉部、総務部なら総務部の中に含まれているので、私たちはここの懇親会に来るんですというようなことが現実にございました。今は振興事務所単位できちんと分かれておりますので、本庁にぶら下がっているという格好にはなっていないということです。

それから、まちづくりのソフト事業が各種あるわけですが、これにつきましても、本庁から振興事務所への所管替えを順次進めてきたところなんです。例えば、神岡地区で言いますと、ルールマウンテンバイク、それから東京大学との連携、この辺りは本庁の地域振興課でやっていたものを神岡振興事務所に移しております。

それから、河合では天生の森の関連事業、それから音楽コンクールとかなどの飛騨音楽の郷事業というのがございますし、宮川地区ですと、宮川の鮎、それから池ヶ湿原に関する事業、これも振興事務所に移して独自にやってもらっているということです。

これはなぜかといいますと、各振興事務所が地域の市民の方々、住民の方々と一緒に事務所独自で判断をして事業を積極的に推進して欲しいという思いから、こういうかたちに変えてきているわけでございます。

それから、市民の皆さんからの各種要望事項につきましては、まずは振興事務所へ相談していただくという体制が根づいておるといふふうに思っておりますし、また、市ではこうした地域と

振興事務所の繋がりという点は、さらに維持強化をしていきたいという考え方でおります。

ただ、1つ問題なのが職員の体制でございまして、振興事務所の職員体制という面におきましては、これは大変不本意なんですけども、盤石の体制を敷けているというふうになっていないのが実情であるということです。

建設業協会の方からも、振興事務所では特に地域ニーズの高い基盤整備事業を推進できるように、人員体制を確保して欲しいという意見もいただいておりますし、私もそういうふうにしたいたいというふうな思いを強く持っているんですが、問題なのは近年、技術系職員の新規採用が大変難しく、これがネックになっているということでございます。とりたくても職員がとれないということです。

それから、今年度は管理職員が急な退職等で不足をいたしました。さらに技術系職員の急な退職も重なりまして、やむなく河合・宮川両振興事務所の管理職を今、欠員にしているということでございまして、現場の職員には何とか耐え忍んでもらっているという状況です。特に技術系職員にありましては、事務所間の兼務辞令を発令しまして、建設課、あるいは事務所と事務所の間を宮川と河合の振興事務所の両方兼務するような辞令を出しまして、何とか急場をしのいでいるという状況でございまして、ここにつきましては早急に対処する必要があるというふうに考えております。

現在、来年度に向けて、職員定数と人事配置の検討を進めているんですが、振興事務所の欠員状態となっております管理職員の配置と、職員定数に応じた適正な職員配置ができるように、現在、調整を行っているところでございます。

それと、もう1つ振興事務所の体制として問題があるなと思っておりますのは、住居とか家庭の事情等によって振興事務所以外での勤務が困難であるというふうに申し出る職員が、実は大変多くて、一部人事が固定化しているという現象が起こっております。

これは毎年、人事の際に検討するんですが、やはり家庭の事情等々があると、無理な遠方への通勤というのはどうしても避けなくてはいけないということがあって、それを積み上げていきますと、どうしても人事が固定化するという問題に、正直言って私自身も悩んでおります。この点につきましては、やはり流動化をするということによって、組織というのは活力を持っていくという部分がありますので、この点につきましては、また、個々の職員の状況を見極めながら考えていきたいということでございます。

それと、職員に関して言うと、もう1つ問題なのは河合・宮川地区でございまして、村時代の職員採用の影響がございまして、地元出身の職員の数が大変少なくなっております。これは本当に問題で、この両地域の出身職員というのが本当に少ないわけでございます。そうしますと、地域の事情に精通して、例えば災害のときに、どこの谷がどうだということが、出身者だとぱっとわかるわけではありますが、出身の職員だけに頼れない状況になっておりますので、ある程度、他の地域の職員を長期間経験させるという必要がございまして、あるいは反復的に、例えば、河合の事務所に何回か行く、宮川の事務所に何回か行くというような職員をつくることによって、地域に精通した職員を育成していくという必要も出てきております。こうしたことも、先ほどから申し上げております地域振興の拠点となる役割を持つ振興事務所と、独自性を発揮する振興事務所という点でいきますと、これも大変必要なことだと、大事なことだというふうに考えておりま

して、こうした人事の問題も含め合わせまして、今後とも工夫し、強化を図っていきたいと考えているところでございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

○11番（籠山恵美子）

今、市長が説明された振興事務所の事情は、市民との意見交換会で本当にたくさん出ました。そういうふうに思っている地域の方々の気分というか、そういう思いを市のほうでも掴んでくださるといことは、それなりに安心できます。

あとは、職員のことですけれども、私も合併したときの地域自治区とは何ぞやみたいな本を、今回改めて、いろいろと何冊か読みあさってみましたら、やはり、当時心配されていた平成の大合併によって起きてくるであろう問題というのが、そのまま飛騨市にも当てはまるという感じなんですよね。合併前の役場が支所、飛騨市の場合は振興事務所ですけれども、それになったことで職員も激減し、旧町村の発言力は弱まり、議会の地元選出議員も極端に少なくなり、周辺部の声は中心部に届かないといった批判が増えてくるだろう。そのとおりになっているんですよね。でも、これは飛騨市だけの問題ではないです。いろいろ読んでみると、全国的に起きていますので、それを解決していくしかないと思いますけれども、振興事務所にふさわしい職員の人数はどのぐらいなんだろうということと言いますと、先日、私のところに相談がありまして、衆議院選挙がありまして、ある振興事務所の投票所でトラブルがあって、投票に来た人が亡くなった方になっていたという不祥事があったんですよね。その方はその場で泣き崩れ、ご主人は怒り、職員も2回から3回謝罪に行ったというけれど、なかなか納得してもらえなかったというようなことがあって、どうしてそういうふうになってしまうんだと思って、その相談者にいろいろと聞いたら、やはり職員が足りないんだろうなと私は思ったんですよ。

例えば、古川町の本庁に選挙管理委員会、選挙になると担当する職員が2人から3人はいるんだと思うんですよね。ですけれども、その振興事務所では、正職員がたった1人で、夜中の12時ぐらいまで根を詰めて、残業をして、それについて手伝ってくれるのは臨時に雇った人だけと。こういう状態で選挙が行われ、こういうトラブルも起きてしまった。その方の責任ではないんですよ。結局、そういうきちんとした職員の配置。それから、選挙のときですから余計忙しい時だと思いますけれども、そういうときに、ちゃんと職員を回せる行政の能力ですよ。そういうことも問われるし、これからそういう職員が足りない状態で振興事務所を河合も宮川も神岡も、何とか元気になって欲しいと思っても、そういうパワーがフル回転で、もうこれ以上の力が出せませんとなってしまうたら元も子もないわけですよね。

だから、今、市長がおっしゃいました職員の募集についてもですが、是非ともやっぱり考えていただきたい。適正な配置、人数があってこそ、地域の人たちも振興事務所に行ったときに話せる職員がいる。みんなわずかな人数で一生懸命やっているだけではなかなか話せないし、振興事務所も都竹市長になったから、やり方が変わりましたよと言っても、それを説明もされない。相変わらず話が進まない、スピードが出ないと、その地域の方々に思われてしまったら、損ですよ。そのあたりの職員の能力もそうですし、職員の配置もそうですけれども、そういうものは、やっぱり本庁で、ある程度計画的にやらないとだめなんじゃないんでしょうか。職員の配置については、市長でも結構ですけど、どのようにスピードを上げて職員のことを考えてくださいます

か。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

合併した頃の職員数を見ることがあって、正直言って人事とか定数をやっている責任者として申し上げますと、あのぐらい職員がいればいいなと思います。正直に思います。もっと増やしたいのはやまやまなんです。振興事務所も河合も宮川も神岡もそうなんです、地域振興事業とか町のいろいろな事業をもっときめ細かにやるには、あの人数では十分ではないということも重々承知しています。

ただ、本庁も潤沢に人がいるかという、ここも、もういっぱい、いっぱいの状況で、実は私が市長になったときに、育休とか産休とか病気になった人のバッファーが全くない状況でした。なので、例えば1人けがをする。あるいは1人育休、産休に入る途端に、その分は欠員にしなくてはいけないという状況が起きていて、みんなが何かあったときに休めるだけの体制は整えようということで、ぎりぎりの範囲で人を増やしてきたんです。

ただこれも、これ以上増やせるかという、人件費は予算に与える影響が一番大きいところで、また人を増やすということになれば、恐らく議会で提案したら大問題になると思われ。恐らく予算的にもかなり圧迫して、ほかにも厳しくなります。しかも人件費は簡単には削れませんので、なので、ぎりぎりの範囲でやっているというのが今の状況なんです。

その中で、何とか全体的に職員に頑張ってもらって、1人当たりのパフォーマンスを上げてもらうとか、手がかかって機械化できるとか、今年も政策協議の中で言い続けているんですが、外注できるものについては、とにかく外注しようと、それで職員が楽になるんだしたら、とにかくそうしようとかが、いろいろなことを言っているんですけども、限界があるのは正直言って事実なんです。

ですけど、その中で、何とか振興事務所を申し上げたように、欠員になっている部分は何とか補って、まず、その体制の中でフルに活動してもらうということですし、やはり仕事の仕方もありますので、受け身の仕事ではなくて、きちんと市民と向き合って話をするということで、人数が少なくても信頼を勝ち得ていくことは十分できるし、そこは人数だけではなくて仕事の仕方に対するご忠言というふうにとめさせていただいて、そこについてはさらにしっかりと取り組んでいくようにしたいと思います。

○11番（籠山恵美子）

私は個人的に、市民のために一生懸命やってくださる職員さんならもっと増えてもいいなと思っているんですけども、ただ、いろいろな事情があるでしょうから、ひとり、ひとりが市民に対する説明能力ですよね。

職員の方々には、それが一番大事だと私は思っているんです。ちゃんと説明できれば理解してもらえる。だから、人数がいっぱいいて、いつでも相手になってやるよと言えば、良い振興事務所とは限らないわけですから、職員ひとり、ひとりの説明能力も高めていただいて、市民には優しく、親切に、そして地域で安心して暮らしていけるような振興事務所に、ぜひ、していただきたいなと思います。これで私の質問を終わります。

〔11番 籠山恵美子 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で、11番、籠山議員の一般質問終わります。

◆休憩

◎議長（澤史朗）

ここで暫時休憩といたします。再開を午後3時55分といたします。

（ 休憩 午後3時50分 再開 午後3時55分 ）

◆再開

◎議長（澤史朗）

休憩を解き、会議を再開いたします。9番、前川議員。

〔9番 前川文博 登壇〕

○9番（前川文博）

それでは、議長から発言のお許しをいただきましたので一般質問を始めさせていただきます。今回、大きく4点ございますので段取りよく行って参ります。

1点目、令和4年度の新年の予算について市長の思いを伺いたいと思います。都竹市長になり6年目、来年度は7年目を迎えます。観光事業が一丁目一番地ということから始まり、弱者対策としての福祉事業に力を入れて政策が進められてきております。

令和2年から令和3年は新型コロナウイルス感染症との戦いで、思うような事業展開もできないことがあったはずでしょう。今、第5波が落ち着いてきて、日本国内は経済の回復に向けて動き出そうとしております。

しかし、世界では40カ国以上に、新たな変異株、オミクロン株による感染が確認され、一部の国では感染が拡大をしてきております。日本では水際対策により抑えている状況ですが、昨日、3例目も確認され、今後、第6波とならないことを祈るばかりでおります。

そこで、飛騨市もアフターコロナを考えて、令和4年度の新年度予算の政策協議も順調に進んでいるのではないかと考えております。令和4年度全般的な予算編成を踏まえて、どこに力を入れて市長の思いを出していくのか、そのへんをお伺いいたします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

新年度予算に対する私の思いということでのお尋ねでございます。お話いただきましたように、オミクロン株の脅威もございますけども、3回目のワクチンの接種も始まりますし、また、政府によるワクチン検査パッケージを活用した経済活動再開の方針も示されたということで、来年度は国内の経済活動、社会活動が正常に戻るということが予想されている。そうしたことも期待したいという中で迎える令和4年度ということになるというふうに思います。

新年度予算を今、議論しているわけですが、テーマの1つは、全国的に動き出すこの人流、これを取り込んで地域経済を復活させていきたいということでございますし、もう1つは様々な地域活動を着実に実行する。とまっていたわけですので、これを実行する。そして新たな地域資源の掘り起こしによって、市民の前向きな空気感を復活させると。このあたりが大きなテーマではないかなというふうに思っております。

そのために、具体的にやるところが3つありまして、柱として3つ思っております、これまでとまっていた観光地域振興施策の着実な実行と、コロナ禍の知見を生かした積極的な地域振興とすることを1つやりたいということです。

それから、2つ目には未来に残す地域資源の保全ということで、これまで大きな政策として取り組めていなかった分野がございまして、例えば景観とか自然環境の分野、このあたりは十分取り組みができていなかったのも、未来へ残す地域資源の保全ということで取り組んでいきたいと思っております。

それから、ずっと市政の柱として取り組んできております弱い立場の方々への支援です。ここにつきましては、飛騨市の特色ある政策だというふうに位置付けておりまして、こうした特色ある政策を進化させる。深掘りの進化ですね。この3つを政策の柱にして、施策の検討を進めておるといふところなんです。

具体的に検討している例をいくつか申し上げますと、積極的な地域振興の面では、まつり会館の入場者数のアップを主眼に置きましたキャンペーンや4Kシアターの夜間活用、それから市が一貫して進めてきました様々な体験メニューの総合プラットフォームの整備というようなことも考えております。

それから、今年度から食のまちづくり推進課を設置したわけでありまして、様々な飛騨の食材をテーマにした食のイベントを、この食のまちづくり推進課を中心に展開をしていく。

それから、来年、完成予定の農産物直売施設。それから、ふるさと納税の活用による農産物の販売促進を図っていく。農産物加工品の開発支援を本格的にやる。こうしたことを検討しております。そして神岡町では、今年度から検討を始めております鉱山資料館のリニューアルに向けた準備に取り組んでいきたいというふうなことも考えております。

それから、観光客の受け入れの強化という点では、観光サイトのリニューアルをしたいと思っておりますし、市内飲食店の魅力向上の支援ですとか、まち歩き自然等のガイドの育成確保というところにも力を入れていきたいというふうに考えております。それから、市外の需要取り込みという面ですが、他の地域で飛騨市物産展を開催するというのをコロナ禍でやってきたんですが、ここはコロナ禍の1つの経験を生かすという意味で、さらに拡大をしていきたいと思っておりますし、首都圏の既存店舗との連携による販路拡大というようなことにも力を入れていきたい。また、飛騨市ファンクラブの会員向けの市内特典の拡充ということも検討しております。

それから、市内小規模企業の支援という面では、例えば、転職などによる中途採用者の採用支援、新卒ばかりではなくて、こうした転職者の採用支援ということに少し力を入れていくポイントにしたいと思っておりますし、小規模商店の事業承継のサポート体制の構築、それから新たな切り口で農業の魅力伝えて雇用につなげる事業というようなことで、農業の雇用のあたりも、

1つテーマにしたいと思っております。

それから、2つ目の柱で申し上げました未来に残す地域資源の保全というところでは、先ほど自然資源というようなことを申し上げたんですが、1つ目の点として、この自然資源のほうも活用ということをしっかりやりたいと思っております。天生、池ヶ原、深洞の湿原に加えまして、白木峰、それから中部山岳国立公園の北ノ俣岳だけなど、これまで体系立てて取り組めていなかった資源についての研究や、保護と活用両面を支える人材の確保の育成というところに着手をして参りたいと考えております。

それから2つ目として景観保全ということになるわけですが、特に合併後に古川の町並み景観の保全につきましては、体系的な取り組みができておりませんので、長年ご指導いただいております元東京大学教授で現在国学院大学教授の西村幸雄先生に関わっていただきながら、まちづくり人材の育成に繋がる取り組みを始めていきたいと考えているところでございます。

それから脱炭素化に寄与する市の取り組みという点では、再生可能エネルギーの活用ということになるんですが、水力発電と水素エネルギーの活用軸に民間事業者と連携した新たな取り組みを現在検討しているところでございまして、何とか新年度予算に盛り込めるところまで持っていければなと思っております。

それから、特色ある政策の進化、深掘りという点では、生活に困難を抱える方々の支援としまして、平成30年度からひとり親家庭の支援に取り組んできたわけですが、それから時間も経ったということで、今年度、改めてアンケートを行っております。それを元に今一度強化を図りたいと考えておりますし、生活貧困対策としては金融機関と連携した専門職による個別支援というようなことも現在調整中です。

それから市民、市役所の住民サービスという面では、行政のデジタルトランスフォーメーションの流れを踏まえまして、行かなくてもいい市役所というのを実現するというのをキーワードにしまして、農業や高齢者支援の分野でのIOTのさらなる導入、それから市民の利便性をアップするための分野を絞ったアプリの導入というようなことにも取り組んでいきたいと考えております。

現在こうしたこともろもろ政策協議で議論をしております。ここまでも、すでに、結構、ワンクール、一通りの協議を済ませたんですが、大きな目玉というものが、ずらりと並ぶという感じではございませんけれども、全体に地に足がついているなという印象が非常に強くございまして、質感、重量感のある施策がそろってきているなというふうにとらえております。全体として、これは市政の政策の体系が整って深まってきている感じがあるわけです。

また、政策協議の過程ではこの議会における議員の皆さんのご発言ご提案を、一般質問のみならず、委員会も含めて全てリスト化してございまして、各部の協議の際に、どの議員さんがどんなことをおっしゃったかというのを、実は1つ、1つ確認をさせていただいて、予算で対応するもの、あるいはこれは将来的な検討が必要なもの、あるいは、なかなか事業化が難しいよというようなものの区別をしながら、その中でもできるだけ事業化ができるよということでの検討を進めております。

今後ですが、12月下旬に飛騨市総合政策審議会の開催をいたしますので、そこで様々なご意見やご提言などを改めて伺いまして、調整を行った上で、そのあと具体的な予算づけがどこまで

できるかについては、政府予算に合わせて示される地方財政計画、また、12月末までのふるさと納税の最終額を見た上で予算規模を定めまして、そして、1月からの予算査定で最終決定をしていきたいというふうに考えております。

〔市長 都竹淳也 着席〕

○9番（前川文博）

来年度の大まかな方針、思いをお伺いいたしました。観光地域資源で、地域資源の掘り起こしですね。それと、未来へ残す地域資源、それから、弱い方への支援ということで、この3つを柱にして向かっていくということで聞きました。今はまだ、政策審議中ですので、ここで聞いたところで、どうこうという話にはならないと思いますので、今言われたことは多分、まつり会館から始まって、住民サービスの判子も、出す判子はなくなってきたので、市役所に行かなくてもできるというのはね、当然アプリを導入すればできていく話になります。そういったことで、住民が少しでも利便性よく市役所を利用できる。そして、先ほどもありましたが、市の職員が今、少ないという状況で、市民もあまり待ち時間のないような感じのね、市の職員も市民に対して待たせることのない、あまり負担のないようなやり方ができる予算編成をしていただいて、令和4年、コロナが終わるということを感じていきたいと思っておりますので、楽しみに3月の新年度予算を期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、2点目のほうに入らせていただきます。小・中学校のエアコン整備ということで、毎度、毎度ですが質問させていただきます。3点です。山之村小中学校にエアコンの設置は。2点目、特別教室にエアコンの設置は。3点目、現在設置されたエアコンの維持管理費です。この点についてお伺いをしていきます。

熱中症対策で、山之村小中学校を除く市内の全小中学校の普通教室にはエアコンの設置が完了しております。今の新型コロナウイルス感染症の中、換気をしながら冷房をかけてあまり暑くない教室で授業を受けていることと思っております。

しかし、昨年も言いましたが、特別教室などには設置が進んでいない暑いところで授業が行われていると思っております。昨年12月の一般質問の答弁では実態に即した児童生徒の快適な環境づくりを進めるとの答弁がありました。

そこで質問いたします。山之村小中学校のことです。以前にも質問をしていますが、山之村も昼間は暑いんです。過去の室温のデータは28度程度との答弁でありました。さらに、学校の構造上、教室へのエアコン設置が難しいという答弁でした。今回、給食を食べるランチルームでは室温が30度を超えているということを伺いました。教室もそうですが、昼を食べるのに30度を超えたところで、暑いなどと言って食べるのも、少しかわいそうかなと思います。

そこで、エアコンが設置できるように建物の構造を少し変更するというのも必要ではないかと考えますが、山之村小中学校のエアコン設置に向けての意気込みがあれば、それを伺いたいと思います。

2点目です。特別教室のことです。暑いのは普通教室も特別教室も同じだと思います。昨年も言いましたが、数年かかってもいいので特別教室のほうにも設置するという方向性についての、今の考えを伺いたいと思います。

3点目です。エアコンの維持管理費についてです。これまで、私もエアコンを設置して、設置

してということで、何度も言って設置をしていただきました。

しかし、家庭用のエアコンと違って大きなところに入れる大規模のエアコンについては、年1回の法定点検などの維持費もかかって参ります。電気代や維持管理費については年間どれぐらいかかっているのかお伺いいたします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔教育委員会事務局長 野村賢一 登壇〕

□教育委員会事務局長（野村賢一）

小・中学校のエアコン整備について、3つの質問をいただきましたので、まとめてお答えいたします。

まず、最初に山之村小中学校のエアコン設置につきましては、昨年12月の前川議員からの一般質問に対し、標高が高く、風通しがよいこと、校舎の構造が廊下に開かれたオープン教室で、フロア全体を冷やす必要があるとなどの理由から設置を見合わせているとお答えしたところであります。

今年度、学校にお願いし実施いたしました室温調査の結果、7月から9月の授業日、38日の中で、28度を超える日は、一番多いのが3階の音楽室で12日、次いで2階の教室が8日、2階の理科室が4日でした。ただし、音楽室については、ほぼ室内に温気がこもった状態ですのであまり参考になりません。

したがって、今年度のみの実績ではございますが、普通教室でも28度を超える日は10日に満たない状態ですので、やはり設置には慎重にならざるを得ないことをご理解いただきたいと思います。

そして、今後も子供の健康管理には最大限の注意を払いながら、引き続き気温の変化などの状況を見守りたいと考えております。

なお、来年度より、同一施設内の山之村保育が休園となります。この部屋にはエアコンが設置されておりますので、夏休みの学童保育や体育の後のクールダウン、また、体調不良児の一時休養室等として有効活用いたしたいと考えております。

次に特別教室のエアコン設置につきましては、これも昨年の前川議員の一般質問で財政的な負担が一番の問題であり、今後は窓を開ける、扇風機の設置などの暑さ対策を施すとともに、涼しい時間帯の使用や普通教室でできる内容への組み替え等、運用面についても学校と連携を進めたいとお答えしたとおりであり、その考えは現在も変わっておりません。

実際に古川中学校では、音楽の授業に際して新型コロナウイルス感染症の影響のこともあり、武道場を利用することがありました。また、理科の時間も器具を使わない授業では普通教室で授業を行ったこともありました。学校による室温調査の結果、7月から9月の授業日、38日の中で28度を超える日が顕著だったのは、古川西小学校で音楽室など3つの特別教室において、21日あったことが確認されております。

ただし、21日全て授業に使用したわけではございません。なお、私どもも学校視察において、その温度を体感しているところであり、子供の学習環境改善のために、エアコンの設置が好ましいことは十分承知しておりますが、これは財政的な問題ですので、冒頭に申し上げましたとおり

授業時間の工夫等によって、児童生徒の熱中症防止に努めたいと考えております。

なお、今後、国等において有利な補助制度が示されましたら改めて検討いたしたいと思っております。

次にエアコンの維持管理費につきましては、エアコンの電気代だけを算出することはできませんので、設置前と設置後の電気料金を比較してみました。エアコンを設置したのは令和元年度ですが、昨年度はコロナの影響で授業日数が少ないため、設置前の平成30年と今年、令和3年の7月から9月までの電気の使用量と電気料金を比較いたしました。

すると、ほとんどの学校で電気料金が設置前より低額になっておりまして、中には使用料は増えているのに料金は低くなっているというケースもございました。この理由ですが、神岡町の小中学校で契約電力会社を変更したことや、緊急事態宣言等により、体育館等の照明をあまり使わなかったことなどが考えられますが、詳しい理由はわかっていません。いずれにいたしましても、近年、イレギュラーな年が続きましたので、エアコンに係る電気料金のみを把握することはできませんでした。

なお、維持費については点検料や修繕料になりますが、点検に法定点検というものはなく、任意で実施するものであり、点検の有無、また点検方法によっても異なりますので、一概にお答えすることはできません。参考までに来年度は80万円あまりを見積もっておりますが、全部のエアコンではありませんので、恐らく今後は年間100万円から150万円程度の点検費用がかかるものと思われます。

〔教育委員会事務局長 野村賢一 着席〕

○9番（前川文博）

昨年の答弁を引用していただきまして、同じ話を聞かせていただきました。大体予想はしていたんですけども、ただ、やっぱり山之村ですね、今度、保育園の部屋が空いてきて、そこが使えるということであれば、暑いとき、そこに人数が少ないので、入っていただければ、何とかかなるかなというふうに思いましたので、そこは上手いこと活用していただきたいと思います。

私は法定点検だと思っていたんですけど、大きいエアコンについては、たしか年1回点検というのを、前に聞いたことがあったものですから、毎年やらなくてもいいということであれば、今後、年間100万円から150万円ぐらいですので、少し安心したんですけど、かなりの額かなと思ったので少し聞かせていただきました。また、そちらを活用していただければということで、この件は終わらせさせていただきます。

それでは、3番目、空白の3分、通報への備えはということで、消防本部の対応について伺いたしたいと思います。NTT西日本は、電話交換機メンテナンス工事の日程をホームページで順次公開しております。内容については、作業時間内において固定電話、加入電話やINSネットという電話を一時的に利用できなくなる場合がある。利用できない時間は3分程度、通話中の回線は切断されない。110番、警察、119、番消防、飛騨市関係ないですが、118番、海上保安庁への緊急通報や、113番、故障受け付けなども含むと記載があります。

この工事は11月2日に長崎県で工事がスタートしました。同じく11月19日には2回目の工事が行われ、今月、12月3日には、岐阜県でも大垣市、海津市、養老郡で工事が行われました。その工事が終了後、今度12月17日の工事予定がホームページに出まして、飛騨市など、

岐阜県内の17の市と6つの郡では、12月17日に工事が行われると表示されております。12月17日の午前0時から午前5時までの間で、3分間ほど最大5分間程度の間、110番や119番が繋がらない状態となります。これは固定電話の話なので、携帯電話からは発信はできますが、飛騨市消防本部ではNTTの改正のため119番通報に回答することができないと思います。

そこで、消防本部の対応についてお伺いをいたします。空白の3分。たかが3分。されど3分ですが、石川県の対応状況を11月27日に北國新聞がネットニュースで伝えました。石川県内の対応状況は、各消防本部が臨時に携帯電話の回線を設けたり、工事日時が違うほかの消防本部への電話誘導やホームページでの周知などとなっております。繋がらない3分間、かかるまでかけ続けて欲しいという案内もあります。

しかし、緊急時の緊急通報119番です。3分の間に緊急通報が必要となったとき、心停止となった場合は3分間が致命的なことになる可能性もあります。1分経過後の救命率は93%。その後1分経過するごとに10%程度低下し、8分後には救命率が20%になると言われています。

また、火災の場合も、3分の間に火の勢いが強くなり、延焼が広がることも考えられます。人命に関わるものが発生する可能性があります。飛騨市消防本部としてはどのような対応がされているのか伺います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔消防長 中畑和也 登壇〕

□消防長（中畑和也）

消防本部の対応についてお答えします。NTT西日本より電話交換機メンテナンス工事のため、12月17日に午前0時から5時間の最大5分程度固定電話からの発着信が繋がりにくい場合があると説明がありました。これにより、119番を含む緊急通報において、固定電話、携帯電話からの通報を受信することができなくなります。

ただし、携帯電話から携帯電話への発着信はできるため、万が一固定電話から119番通報した時に繋がらない場合を想定し、緊急連絡先の携帯番号を設定し、携帯電話で受信するようにいたしました。

この緊急連絡先、携帯電話番号の市民への周知につきましては、12月1日より、飛騨市ホームページに重要なお知らせとして掲載しております。また、12月14日から16日の3日間、同報無線にて、朝昼夜放送いたします。併せて、工事日前日の16日には、ほっと知るメールひだ及びLINEにより、登録者に配信します。

〔消防長 中畑和也 着席〕

○9番（前川文博）

対応のほうをお伺いいたしました。通告書を出したのは1日でしたので、たしか、その日にもホームページにこのことが載っておりました。対応が早いなということで安心したんですけども、このことについて消防では、いつ頃把握されておりましたか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□消防長（中畑和也）

NTT西日本のほうから、10月26日に、うちのほうに連絡がありました。

○9番（前川文博）

10月26日に連絡があって、その時に、12月17日の午前0時から午前5時の間で、5分間程度繋がりにくい場合があるという話の内容でよろしいですね。先ほどそういう答弁だったので、繋がりにくい場合なんですけど、これは完全にとまるんですよね。繋がりにくいのではなくて、繋がらないということでもよろしいですね。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□消防長（中畑和也）

工事期間中の3分間のところは繋がりません。ただし、先ほど議員もおっしゃいましたように、その前に電話しているものに関しては繋がりますので、確実にその時間に繋がらないという言い方ではなくて、繋がりにくいという表現にしておりました。

○9番（前川文博）

わかりました。午前0時から午前5時という長い時間で3分繋がらない時間があると。ただ、午前0時から午前5時は完全に繋がらないわけではないということですね。

でも、その中には、やっぱり3分間繋がらない時間があるので、そこに対して今回、周知して、14日から16日に同報無線で1日3回、メールやLINEも行うということですので、きちんと周知だけしていただいて、これはNTTの話ですので、消防本部がどうこうということではないんですが、周知だけしていただいて、しっかりと市民の方にはやっていただきたい。

数字のことになって、多分答えられないと思うんですけど、実際、今、飛騨市の消防本部は1日に何件ぐらいの通報が入りますか。ざっくりとした数字でいいので。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□消防長（中畑和也）

数字を持っておりませんので、ざっくりざっくりした数字で申し訳ありませんが、大体、火災が年間10件、救急が1,000件を超すぐらいですので1,010件、プラスいろいろな問い合わせ等も入りますので、それを含めると1,100から1,200件くらいだと考えております。

○9番（前川文博）

すみません、数字の話になります。年間1,200件ということは、1日に3件から4件という話ですので、それを夜の時間にいけば、多分ないかなという気もするんですけど、夜寝ていて心臓が苦しいとかということになった時に繋がらないと困りますので、携帯番号もそこに書いてありますし、そこだけやっていただいて、この時間、何事もないように、市民のほうも、その時間に火事が起こらないように気をつけたりということも出てくると思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、4点目のほうに入らせていただきます。飛騨市のケーブルテレビについてお伺い

たします。3点です。飛騨市ケーブルテレビからの脱退とはどういうことかという話と、2点目、加入者向け説明会の開催について。それから、3点目、民間移行に伴うスケジュールは予定どおりかということでお伺いをいたします。

平成28年9月議会の一般質問で、飛騨市ケーブルテレビのインターネット通信速度改善について質問いたしました。このことは、これまでも数回にわたり質問いたしました。通信速度については改善されてきましたが、その時はさらに踏み込み、現在の設備を更新して維持していくのも15億円ほどかかると。現在主流の設備に張りかえても、15億円ほどかかるので、この際に新しい方式に切り換えてもいいのではないかとこの質問をいたしました。

その当時の企画部長が、速度の改善には対策が必要。インターネット関係は市が施設を整備運営するのではなく、民間サービスを利用する。あるいは整備した上で民間に運営を委託するかたちが望ましい。市内全域を整備してもらう場合、市の支援は5億円以上必要となる。財政面と運営面を考え検討すると答弁がありました。

今回の民間移行は答弁どおり進んでいるものと思っております。実際、運営事業者になる中部テレコミュニケーション株式会社は、総事業費が8億2,995万円で、そのうち飛騨市に負担を求めてきたのは4億1,470万円と約50%の負担で済みます。ケーブルテレビの特別会計の積立金の中で対応できるため、一般会計にも負担はありません。利用料金もインターネットを利用される方は、仕方ないんですが、コミュファ光以外の事業者を選ぶことができませんが、全国の平均的な料金で快適なサービスが受けられるようになります。今後、設備の維持管理や費用負担を考えれば、利用者も飛騨市もWIN・WINのかたちで進むものと思います。

しかし、先般行いました議会と市民の意見交換会において、ケーブルテレビの脱退とは何だとの声が多数上がりました。私の居住地域は飛騨市ケーブルテレビのエリアではありませんので、市から送られてきた書類というのを入手して確認したところ、飛騨市ケーブルテレビ脱退同意書兼コミュファ光加入意向確認書を提出することになっていてびっくりいたしました。

令和2年9月24日の全員協議会で飛騨市ケーブルテレビ再整備事業の整備運営事業者の選定結果についての説明があり、令和2年11月20日の全員協議会でも飛騨市ケーブルテレビの再整備と民間移行についての説明がありました。令和2年11月27日に基本協定の締結から始まり、令和4年3月財産譲渡の議決、令和4年上期から下期の中頃にかけて加入者の切り換え工事まで様々な項目があります。その後、令和2年12月に入り、民間移行後のサービス提供内容と料金の説明がありました。そこで3点伺って参ります。

飛騨市ケーブルテレビからの脱退ということについてお伺いいたします。これまでに1度も全員協議会などにおいて議員に対しても、脱退という言葉での説明は一切ありませんでした。これまでに配布された資料にも民間移行との説明はありますが、脱退とは一言も出てきておりません。なぜ、全員協議会でこのことが説明されなかったのかお答えください。

2点目、加入者向け説明会の開催についてです。手続き関係のスケジュールを見ますと、令和3年2月にダイレクトメールの送付、3月から4月に加入者説明会となっております。一部地区では、「9月に予定されていた説明会がコロナの関係で中止になった」「紙切れだけ見てもよくわからん」「説明会を何でしないのだ」との声が出ました。

ちょうど1ヵ月前ですか、水道料金値上げについての説明会はコロナ禍の中でも、開始時間を

早めて予定どおり開催をされました。なぜ、ケーブルテレビの説明会は中止となったのでしょうか。今後、各地域で説明会を開く必要があると考えますが、市としてはどのように考えていますか。特にインターネットを利用していない方には、飛騨市が事業をやめてCTCになる理由がわからない状況です。難視聴地域で、テレビの視聴対策から始まったケーブルテレビが説明もなく脱退しなくてはならないでは、市に対しての不信感が高まるのは当然じゃないでしょうか。

3点目、民間移行に伴うスケジュールは予定どおりかということです。ダイレクトメールの送付も、開催されていた場合の説明会の日程も、かなり遅れているように見受けられます。令和4年3月議会で財産譲渡の議決と、工事関係スケジュールにある令和4年1月頃から12月頃に予定されている伝送路工事と加入者の切り換え工事には影響は出ないのか。この3点お伺いをいたします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔総務部長 泉原利匡 登壇〕

□総務部長（泉原利匡）

飛騨市ケーブルテレビ事業、質問3点についてまとめてお答えいたします。まず1点目、飛騨市ケーブルテレビからの脱退についてお答えします。今回の飛騨市ケーブルテレビ再整備事業は、これまで市が行ってきたケーブルテレビ事業を民間事業者である中部テレコミュニケーション株式会社に引き継いでいただくものであり、その手続きについては飛騨市ケーブルテレビ情報施設条例及び同施行規則に従って手続きを行っております。

これは単純に飛騨市のケーブルテレビ事業の経営者が変わるわけではなく、加入者の皆様も飛騨市ケーブルテレビの契約をやめ、民間事業者が光ケーブル網を張りめぐらせてケーブルテレビ事業を開始されるサービスに新たに加入していただくというかたちになっております。

そのご案内の際、市の条例で規定されている脱退の文言を使用したことから、市民の皆様にも誤解を招き、ご心配をおかけしたところであり、大変申し訳なく思っておりますが、条例に規定された手続き上の文言ですので、ご理解をお願いしたいと思います。

今回のご案内を機に自身の使用状況から、民間移行を希望されずに脱退される方もありますが、当然ながら、ケーブルテレビサービスの利用を希望される方については、全ての方が移行できるよう対応を行って参りますので、ご理解いただきたいと思っております。

次に加入者向け説明会の開催についてお答えします。今回の加入者の皆様へ送付しました手続きについてのご案内に対し、11月30日現在で、総数2,179件のうち1,536件の70.5%の方からすでにご回答いただいております、残り643件の方について手続きを進める必要があります。

説明会については、開催希望のあった地区については順次実施しており、今後ご希望に応じて対応して参りますが、すでに7割以上の方には回答をいただいていることから、全地区での開催ではなく、ご希望により開催する対応を予定しております。

また、ご回答のない方には、再度案内を送付しており、今後は電話や訪問等により、個別での対応も進めて参ります。

3点目、民間移行に伴うスケジュールについてお答えします。民間移行についてのスケジュー

ルについては、伝送路の工事を先行している河合地区では、すでに84.9%の進捗率で、順調に進捗していると考えており、今後は加入者移行の手続きを推進し、全体のスケジュールに遅れが出ないように取り組んで参ります。

また、財産譲渡については、過去の補助事業に係る財産処分について、所管省庁への手続中であり、その手続き完了後に財産譲渡に関する議案を上程する必要があることから、3月議会での上程ができるよう引き続き手続きを行って参ります。全体のスケジュールとしては、予定どおり令和4年度中に完了できるものと考えております。

〔総務部長 泉原利匡 着席〕

○9番（前川文博）

3点まとめてご回答いただきました。今回の意見交換会で、この話が結構出まして、終わりがけになってから、これが出たものですから、時間をオーバーしてやったところもありました。

これ根本なんですけど、私も、これが終わった後に担当のほうへ行って話をしたんですけども、私たち議員とか、市の職員とかは、こういう一般質問なり、予算委員会でやりとりしているものですから流れがわかっているんですね。なぜ、こういうふうになって今、切り替えるのかと。

でも、やっぱり加入者でテレビだけ見ている人は、そこまでわからないので、何故、脱退なの。辞めたくないのに、テレビに映らなくなるのに、何で脱退しなきゃいけないのというのが発端なんです。新たにコミュファ光の紙だけ送ってきて、市のほうから、たしか2枚から3枚の紙で、あとはコミュファ光のパンフレットが入っていて、そっちが多いんですけども、そうなったときに、インターネットをやらないテレビだけの方は、何を見て、どこで判断すればいいの、テレビだけ見たいんだけどという方は、そこが困られたところだと思います。

私も前回の議会だより51号で、このやつを書いていたので、見つけて、その時の会議録を、しゃべったこととかを載せさせていただいたんですけども、ここでいろいろ一般質問をして、やりとりをして変えていくとか、方向を出していくのはいいんですけども、これをやっぱり住民に下していくときに、もうわかっているつもりで下ろしてしまうと、こういうことになるので、住民の目線というか、使っている利用者の立場の感覚で、話をぜひ、下していただきたい。

その中で脱退については、条例であるというので、条例か規則で、その文言を使わなくてはいけないということがあったんですけども。でも、今までは移行する、移行する、民間移行だということ言っていたので、本当に移行していくときに、その条例の文言というのをどうしても使わなくてはいけないんですか。こうやって民間移行していきます、説明でも移行する。ケーブルテレビの中でも民間移行していく、ホームページでも民間移行と書いてあるのに、どうしてもやっぱり、そこは使わなきゃいけない文言なのでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

今回の件につきまして、情報の提供がうまくいかなかったということだと思いますが、実は6月からCATVでは文字放送をずっと流していたということがございます。

また、10月くらいには同報無線で流したりということで、なかなかそれに気づかれなかったとか、気がつかなかった方もたくさんみえたのかもしれませんが、市としてはそういう対応

もとらせていただいていたことをご理解いただきたいと思います。

それと、脱退ということにつきましては、やはり、条例規則で様式まで定めてありますので、それに基づいてやったということで、先ほどの答弁にもありましたが、条例上の文言ということでご理解いただければということをお願いしたいと思います。

○9番（前川文博）

条例上の言葉なので、どうしても使わなくてはいけないということでしたら仕方がないんですが、そうするとやっぱり説明会なんですよ。説明会は、なぜ中止ということになったのか、たしか、その説明はなかったと思うんですが、どうですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

コロナの影響で大々的に皆さんを集めてということが、なかなか難しいというようなことを判断しまして、説明会の計画をやめたということでございます。

あと、回覧とかいろいろ出させていただいているんですけども、最近になりまして、河合町で説明会の希望がありましたので、全体の説明会をやらせていただいておりますし、宮川町でも10日にやるような計画を聞いておりますので、そういう格好で進めさせていただきたいというふうに思っております。

○9番（前川文博）

コロナの関係でできなかったということですけども、当初、私たちに説明があったスケジュールでは、令和2年度、今年の3月から4月に説明会をやるという予定になっているんですね。コロナの影響がずっとありましたけど、私が最初に宮川に行って聞いたのは、9月にやるという案内が来て、それが中止になったという話だったんです。ずっとその間、やるタイミングがなかったんですか。先ほど言いましたけど、水道は8月にやっているんです。どうなんですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

説明会のタイミングということでございますが、少し判断が甘かったのかもしれませんが、コロナでというようなことで、延期といいますか、中止をさせていただいたということでございます。先ほど申し上げました地区ごとの説明会を今後もやらせていただきますし、先ほど申し上げましたとおり70%の方がすでにご回答いただいたということで、また、全体を集めてというようなことよりも個別対応していったほうがわかりやすいのではないかと判断しております。

○9番（前川文博）

70%以上なので、今更どこの地区でやりますと言っても、多分出していない方は、テレビだけしか見てない方が多いので、そこにも出て来られない方が多いと思います。

でも、やっぱり説明会をやれば地区の方が、聞いていけば、地区の集会毎月あったら2ヵ月に1回はあるじゃないですか。そういうところで話になって話題になるんですよ。そうやって広まっていくところもあるので、やるべきだったなど。先ほどの河合がどういう状態で開いたのか

わかりませんが、私たちも宮川で聞いて、その次の日に総務でこの話をして聞いたので、そのあとに会場行った時には希望があれば説明会を開くので、地区で要望してやってくださいということを伝えてやった地区も、多分2箇所から3箇所あるはずなんです。

それでやっている話なので、しっかりと市のほうとして、今後は説明会なり、こういう対応というのはきちんとやっていただきたいと思います。先ほど言われた残りの643件の方は電話や訪問でということでありましたが、これは、どなたが行かれるんですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

市のケーブルテレビの担当者とコミュファ光の担当者も含めて対応する予定になっております。

○9番（前川文博）

わかりました。両者でいくということなので、そこできっちりと説明をしっかりと説明をしていただきたいと思います。ちょうど今、ここでやっているし、見ている方もみえると思いますので、私もこれを見るとテレビだけの方は、1,880円の料金がコミュファ光CTCになっても1,815円で、ほとんど変わらない、若干安くなるということですので、このへんの料金もしっかり説明していただきたい。インターネットをやる人だとわかるんですけども、こういう業者が入ると最初の1年目、2年目は、少し安く設定がされていて、そのあと上がりますよというのがパンフレットの中にあるんですよ。

ただ、飛騨市の場合は、やり方が少し違うはずなので、そのへんを見ると、みんな2年目から上がるんでしょという話も出てきますので、そういった面もしっかりと広報をしていただきたいと思います。

それと、私も聞いた話から思ったんですが、インターネットが飛騨市のケーブルテレビからコミュファ光に移ります。今、ケーブルテレビを使っている店舗の方、事業者の方が、うちのメールアドレスどうなるんだろうという話があったり、多分そういう情報もなかなかいないんです。私たちからすると、当然、変わるよというのがわかるんですけど、そのへんは当然、変わりますよね。飛騨市のケーブルテレビではなくなるので、そのへんどうです。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

議員おっしゃるとおりアドレスは変わらざるを得ないと思っております。

○9番（前川文博）

そうなんです。変わるんです。それがやっぱり小さい商店さんとかで、いろいろなところに登録していると、「これって変わるよね。」と心配が出てきたりとか、そういうフォローとかも必要になっていくし、切り換えの前に準備をしないと、切り換えたその日から使えなくなるので、そのへんのフォローも必要になっていくということ、少し頭に置いていただきたいなというふうに思います。

いろいろと言わせていただきましたけども、私も語る会で話したんですけど、これの火を着け

たのは、私でしたので、スピードはどうなんだという話でさせていただいて、ここまでの話をしたものですから、最後まで節をもってというかたちでやらせていただきました。

何にしても、変われば、利用者、市民の方からは、いい設備になっていくので、しっかりした対応でやっていただきたいと思います。

それでは、私もこれで、40回目の一般質問をさせていただきましたので、これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

〔9番 前川文博 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で、9番、前川議員の一般質問を終わります。

◆閉会

◎議長（澤史朗）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。明日の会議は午前10時からといたします。本日はこれにて散会といたします。お疲れ様でした。

（ 閉会 午後4時49分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長

澤 史朗

飛騨市議会議員（8番）

徳島 純次

飛騨市議会議員（9番）

前川 文博